

# 第8回 全国自治体議会改革推進シンポジウム

～「議会基本条例が開く議会の未来」～

日時 平成28年11月9日午後1時30分～5時

場所 四日市都ホテル4階「伊勢の間」

- 1 開会 . . . . . 2
- 2 主催者挨拶 . . . . . 2  
三重県議会議長 中村 進一
- 3 来賓祝辞 . . . . . 3  
三重県知事 鈴木 英敬 氏
- 4 基調講演 「議会基本条例の意義と限界」 . . . . . 5  
東京大学大学院教授 金井 利之 氏
- 5 パネルディスカッション . . . . . 24  
コーディネーター  
同志社大学大学院教授 新川 達郎 氏  
パネリスト  
東京大学大学院教授 金井 利之 氏  
会津若松市議会議長 目黒 章三郎 氏  
由布市議会議員 小林 華弥子 氏  
三重県議会議会改革推進会議会長 三谷 哲央
- 6 閉会挨拶 . . . . . 66  
三重県議会副議長 日沖 正信

## 1 開会

(司会) 会場の皆様、こんにちは。本日は、全国自治体議会改革推進シンポジウムに全国からこのように多くの御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、第8回全国自治体議会改革推進シンポジウムを開催いたします。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、三重県議会事務局の羽田香織と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、主催者であります三重県議会を代表いたしまして、議長の中村進一より御挨拶申し上げます。

## 2 主催者挨拶

### 三重県議会議長 中村 進一

(中村三重県議会議長) 皆さん、こんにちは。御紹介いただきました、三重県議会議長の中村進一でございます。今日は、全国から本当にたくさんの議員の皆さん、また関係者の皆さんに御参集をいただきました。本当にありがとうございます。心から歓迎を申し上げたいと思っております。

三重県議会では、全国で同じように議会改革を進めております議会との交流をとということで、平成17年1月に初めてこうしたシンポジウムを始めさせていただきました。そして、今日で8回目のシンポジウムを迎えることになりました。本当に今まで多くの方々の御協力があったからこそ今があると、そのように思っております。

さて、今年は、平成18年5月に、全国初の議会基本条例が栗山町議会で制定され、そして、12月に、都道府県議会として初めて三重県議会で議会基本条例が制定された、10年目の節目の年にあたります。この間、全国の多くの自治体議会で議会基本条例が制定されました。その基本条例に則ってたくさんの議会独自のさまざまな議会改革が進んできた、そのように思っております。しかし、議会基本条例の制定は、議会改革のゴールではありません。まさに議会改革の一つのステップではないかと、そのように思っております。

そこで、本日は、「議会基本条例が開く議会の未来」をメインテーマに、まずは「議会基本条例の意義と限界」と題しまして、東京大学大学院教授の金井利之氏に御講演をいただくことになっております。その後、同志社大学大学院教授の新川達郎氏のコーディネートによりまして、今の金井先生と、そして会津若松市議会議長の目黒章三郎さん、そして由布市議会議員の小林華弥子さんをお迎えいたしまして、そこにまた私どもの三重県議会議会改革推進会議会長の三谷哲央も加わったパネルディスカッションをさせていただきたいと、そのように思っております。

先ほど待合室でそれぞれの先生方のお話を聞かせていただきましたけれども、思い切った発言で、何かが起こるような、そんな予感がしております。また、会場のほうからも議論の参加の機会もあるというふうに伺っております。時間の範囲内でありますけれども、ぜひ積極的に皆さん方の御参加を賜りたいなと思っております。

議会基本条例の制定を契機に、どのように議会が活性化されたのか、またそのためにどのように議会基本条例が活用されたのか、そして、今後はどのように展開をしていくのか、ぜひ議論していただきまして、皆さんと一緒に考えることができればというふうに思っております。

今、各地で政務活動費の不正問題が浮上してきております。住民の地方議会への不信感が漂っている、そんなイメージがあります。議会改革とは全く真逆の現象であると思わずにはおられません。私は、今日のシンポジウムが、この住民の信頼を取り戻す絶好の機会になることを強く期待したいと思っております。

本日のシンポジウムが、お集まりいただきました皆さんにとって有意義なものとなりますようにご祈念申し上げまして、主催者の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(司会) 続きまして、来賓として三重県知事、鈴木英敬様に御出席いただいておりますので、御挨拶をいただきます。鈴木知事、よろしくお願いいたします。

### 3 来賓祝辞

#### 三重県知事 鈴木 英敬氏

(鈴木三重県知事) 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました、三重県知事の鈴木英敬でございます。

本日は、第8回の全国自治体議会改革推進シンポジウムがこのように盛大に開催されますことを、心からお祝い申し上げたいと思います。併せまして、都道府県議会として初めて議会基本条例を制定して10年の節目に、このように三重県で開催されたこと、私どもも大変光栄に思うところでありますし、皆さんの努力に心から敬意を表したいというふうに思います。

それから、お聞きしているところによりますと、本日は鳥取県や福岡市からもおみえであるというふうに聞いております。先般の鳥取県中部地震につきましてお見舞い申し上げますし、福岡市博多駅前の未曾有の事故につきましても、心からお見舞いを申し上げます。

また、本日お集まりの皆さんにおかれましては、日頃から議会改革について真摯に取り組んでいただいておりますこと、心から敬意を表する次第であります。

さて、皆さんもニュースの速報などで見ていただいていると思いますが、アメリカ大統領選挙、トランプ候補が優勢ということで、それを踏まえまして、直近では日本の株価が700円一気に下がり、円は一気に4円上がっていると、そのような状況が続いているということであると思います。

私たち政治家の役割は、そういう見通しが難しい、混沌とした状況の中で、目の前の住民の皆さんに真摯に向き合い、住民の皆さんの幸せや利益を実現していくということであろうと思っております。二元代表制という中でありますけれども、議会の皆さんと、私たち執行部においても、こういう混沌とした先行き不透明な時代だからこそ、力を合わせて政治家として目の前の住民の皆さんの幸せをしっかりと実現していくということが大事だろうと思っております。

先ほど中村議長からもありましたとおり、昨今、一部の議員、政治家の方々による不適切な言動などによって、住民の皆さんの目は一層厳しくなっているということは否めない状況であると思っておりますが、こういうときだからこそ、しっかりと政策を練り上げて、政策を実現し、信頼感、期待感を高めていくということが、議会の皆さんもそうですし、私たち執行部においても求められているだろうと思っております。

そういう意味で、政治、政策に対する信頼感、期待感を高めていくためにも、議会の皆さんとしっかりと御協力を申し上げていきたいと思っておりますし、本日のシンポジウムがそういう政策を練り上げ、住民の信頼感、期待感を高めるためのよい機会となることを、心から切に願っております。

最後になりますが、せっかく三重県にお越しいただきました。平日ではありますけれども、どうか「伊勢志摩サミット」で評価されたたくさんの食、観光地などを1ヵ所でも多く訪れ、1品でも多く買っていただき、1食でも多く食べていただいて、1円でも多く使っていただくことを心から念願しまして、本日のシンポジウムの大成功をお祈りします。おめでとうございます。

(司会) ありがとうございました。

なお、鈴木知事は、このあと公務のため御退席されます。

今回のシンポジウム開催にあたりましては、各方面から御後援をいただいております。全国都道府県議会議長会様、全国市議会議長会様、全国町村議会議長会様、三重県市議会議長会様、三重県町村議会議長会様、御後援どうもありがとうございました。

それでは、本日のプログラムについて御説明申し上げます。

本日は、二部の構成で予定しております。まず、前半は、東京大学大学院教授の金井利之様に「議会基本条例の意義と限界」をテーマに基調講演をいただきます。講演の後、約10分間の休憩を挟みまして、後半は、同志社大学大学院教授の新川達郎様にコーディネーターをしていただきながらパネルディスカッションを行い、その後、会場の皆様と意見交換を予定しております。シンポジウム終了後は、17時30分から、3階の「朝明の間」において交流会を予定しております。

それでは、早速、基調講演に移らせていただきます。

本日の御講演をいただきます講師の方を御紹介いたします。金井教授は、1967年生まれ。東京大学法学部御卒業後、東京大学法学部助手、東京都立大学法学部助教授、東京大学大学院法学政治学研究科助教授等を経て、2006年4月から現職を務められております。また、雑誌、新聞等にも多数寄稿されており、自治体や国の審議会などの委員等も務められております。なお、金井様の御経歴などはシンポジウムのリーフレットにも掲載しておりますので、ご覧ください。

本日は、「議会基本条例の意義と限界」と題しまして御講演をいただきます。

それでは、金井様、よろしくお願いたします。

#### **4 基調講演 「議会基本条例の意義と限界」**

##### **東京大学大学院教授 金井 利之氏**

(金井教授) 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました、東京大学の金井でございます。

本日は、このように多数の方がお集まりいただきまして、私としても大変緊張しておりますというところでございます。私の講演その他を聞いたことがある方は、どちらかと言うと「口が悪い人である」という印象をお持ちではないかと思うのでありまして、どうか真意をお酌み取り頂き、ご海容をお願いできればと存じます。それでは早速、本論に入りましょう。

私が最近非常に思っていることは、この1ページ目の「梗概」というところにも書いてあります。栗山町とか三重県で議会基本条例をつくるという、言わば一種の「運動」というのが、2000年(平成12年)の分権改革を受けた地方分権社会を目指すという非常に大きな動きの中で進んできているわけでありまして。しかし、どうもその後の日本の自治体の動きを見ると、下のほうに書いてありますけれども、どちらかと言うと「ポピュリスト」というような首長が、住民のやや過激な気持ちを煽って選挙で当選して、住民から選挙さ

れたんだということを「民意」と称して、言わば「錦の御旗」にして、かなり独走と言いますか、暴走的なことをするということが目立ってきているのではないかなというように見ております。議会基本条例 10 年の中で大きく環境が変わって来つつあるのではないかなという、こういう問題意識と言いますか、もっと率直に言うと「危機意識」というのを持っております。

これは、日本だけの話ではなくて、トランプというような人が、民主主義のお手本国であるアメリカにおいてあれほど大きな動きを得るとか、あるいはヨーロッパ諸国においても、過激なグループが、言わば人々の心の弱いところ、あるいはあんまり表に出せないようなところに刺激を与えて、それによって票を集めて、それぞれに過激な政権をつくっていくと。こういう世界的に見ても民主主義のあり方自体が非常に大きな危機にあるのではないかなというふうに思うわけであります。

日本においても、ここから具体的な「市」や「府」や「都」の名前を出すと差し障りがあるのであまり言いませんが、- すいみせん、「府」や「都」ではなく「都道府県」と言ったほうがいいですね -。失礼いたしました。都道府県や市区町村と一般名詞で言わなきゃいけないんですが、そういう何か暴走する人がだんだん出てくるということが出てきている。まさに議会というのは、実は一番、ポピュリスト首長の暴走に歯止めをかけられる存在であると。これはまさに昔から言われていることでありまして、議会制というのは、首長の暴走に歯止めをかける非常に大きな意味を持っているんだと。

大統領的に選ばれる首長とか市長あるいは知事というのは、一方では、極めて民主主義的ではあるけれども、他方で、同時に独裁化しやすいと。これは、カール・シュミットという非常に有名な人がいますけれども、「民主主義は独裁制と両立する」という、一種の矛盾と言いますか、パラドックスを述べているわけですね。選挙で選ばれちゃった瞬間に、選ばれた独裁者は、むしろ民意、民主主義の御旗のもとに暴走ができると。それに対して議会というのは、一見すると民意から外れているように見えるので、「民意を反映していないじゃないか」と言われるときもあるんだけれども、一番独裁とか暴走から遠い存在であると。対等な議員が何人もいる合議制というものの意味というのは非常に大きいと。こういう意味で、議会制の持つ意義というのが、今こそ問い直されているのではないかなと。

そういう意味では、議会基本条例というのは、この運動が始まった当初よりさらに大きな意味を持っているのではないかなというふうに思っているわけであります。もっと言えば、議会改革というのは、首長のポピュリスト的暴走を止めるための最大の政治的制度的インフラなのではないかというふうに私は思っています。

振り返ってみますと、議会改革が行われていない自治体こそ、暴走が起きやすいのでは

ないかという気がするわけでありませぬ。そういう意味では、自治体が本当の意味での住民の合理的な、まともな議論で自治体を運営するためには、議会というものは非常に重要であると。それがちゃんとなされていませんと、一部の政治家が人々の心の中にある弱みとか嫉みとか、あるいは口に出して言えないようなことを煽ったときに、それに対する歯止めというのが、直接公選される首長や大統領の場合には、それを防ぐ手段がないという意味で、極めて議会というのは大きな意味を持っているのではないかなというふうに思います。

逆に言えば、議会不信、あるいは議員不信というのは、まさにそうしたポピュリスト首長が暴走するための最大の栄養分になるということになるわけでありませぬから、議会制民主主義というものを維持する、あるいはバージョンアップしていくためには、議会のあり方というのは極めて大きな意義を持っているというふうに思います。

従って、議会基本条例というものは、それぞれの自治体において議会不信があるのを何とか止めたいというようなケチな話を超えて、世界的な意味で正しい民主主義と言いますか、ポピュリストのもとに煽られるような形だけの民主主義、実際は独裁なんですけども、「民主主義」という名前のもとでの独裁を防ぐために、要は世界史的な意義を持っているというふうに私は思っています。

従って、日本の自治体の議会改革というのは、その自治体の中で住民が議員に対していろいろ不信感を持っているとか、政務活動費がどうのこうのという話だけにはとどまらない、非常に大きな意義があります。大局的な意義を持っているというふうに思っています。

そういう意味で、議会がいかにあるべきなのか、あるいはポピュリスト首長の暴走に歯止めをかける最後の砦であるということは、非常に大きな意義を持っているというふうに思います。

これは、レジュメには書きませぬでしたが、鹿児島県の阿久根市というのがありました。当時の市長が自分で『独裁者』という本を書いているくらいでありますから、住民から選ばれた独裁者だというふうになっていたわけであります。結局、市長の暴走に歯止めをかけたのは、もちろん、最後は市民が選挙で対立候補を勝たせるということが必要になるんですが、そのプロセスで市長の暴走に歯止めがかけられたのは何かと言うと、裁判所と議会だけだったということになります。

つまり、県知事も全然役に立たないということですね。県知事は全然市長の暴走の歯止めにはならない。議会も、議会を招集しない、専決処分だということで、かなりバイパスされていたわけでありませぬが、何と云っても、議会と議会事務局というのが独立して存在していたというのが、言わば阿久根における民主主義、あるいは議会制民主主義を独裁か

ら守る最後の砦になっていたということがあります。

執行部の行政職員は、最後は役に立たないのです。なぜなら、首長の言うとおりにならざるを得ないからであります。議会事務局の職員は、制度上、人事権が議長のほうにありますから、実は議会事務局職員が砦になり得ると。もちろん、議員の方々というのも首長の部下ではありませんから、そこが歯止めになってきたということがあるわけであります。

そういう意味で、裁判所と並ぶ重要な機関として議会、合議制の議会、多人数から成る議会というのが正しくあるかどうかというのは、自分は住民から文句を言われているとか、数を減らせとか言われるのが嫌だとか、そういう議員自身のケチな話を超えて、非常に大きな意味を持っているというふうに思います。

そういう意味で、この議会改革の問題は、大きな視野、大局をもって取り組んでいただきたい。ただし、だからと言って大言壮語を吐けということではありません。グローバルに考えてローカルに行動せよということでありまして、そういう世界史的な、全地球的な意義を持っているということ、各自治体、各都道府県、各市町村で行うべきことであるという意味で、ぜひ大きな視点を持って、それぞれの地域の自治体で活動していただければなあと考えております。

そのような意味で、議会基本条例というのは、あるいは議会改革というのは、単に小さな話ではなくて、大きな視野というのをぜひ持っていただきたいというのが、「はじめに」というところでお話したかったことであります。

じゃあ、そのような大局というのは何なのかということになりますが、一つ目は、2ページ目の1の(1)であります。「分権改革」というのが、「失敗」と言うと大げさな言い方になるかもしれませんが、かなり幻滅になりつつあると。これは日本に限ったことではありませんけれども、ポピュリスト的な、あるいは自国の利益ファーストというような人が、自国民第一主義のような非常にナショナリスティックな声が出てきていると。その場の拍手喝采は浴びるけれども、後でよくよく考えてみると、「何であんな人を選んだの？」ということになっています。

今、東京都では小池知事がさまざまな問題で、それまでの政権、つまり前の知事や、前の前の知事や、前の前の前の知事のことを批判しています。簡単に言えば、石原都知事を批判しておりますね。盛り土をやると言ったのにやらなかったと批判しておりますが、その当時の東京都民は、石原知事を拍手喝采して選挙で選んでいました。その同じ東京都民が、同じように小池氏を非常に高い支持率で仕事ぶりを認めると。これ自体をもうちょっと冷静に考えないといけない。おそらく、失政をした石原知事を生み出したような都政メカニズムが、まさに小池知事のようなものを生み出していると。これが民主主義の怖いと

ころです。特に首長選挙の怖いところであるというところですね。

前の前の前の石原知事は、都民の圧倒的な支持を得てああいうことを進めていたということでもありますね。その旧悪を暴いて、あと15年後に同じようなことが起きないのかと言われれば、同じようなメカニズムがそこには存在していると。従って、本当は議会がちゃんと、暴走に対するチェックをやらなければいけないというところでもあります。

ただ、残念ながら、東京都議会はまさに議会改革が進んでいない代表的な議会でありますから、そのようなポピュリストを生みやすい土壌をつくっているというふうに言わざるを得ないということになるわけでもあります。そういう意味で、実際としての自治体というのは、厳しい状況にあるというふうに言わざるを得ないわけでもあります。

その一つの流れは、やはり集権化です。「分権化」という名のもとで、実際には国の圧力というのはむしろ強まっているのではないかなということが、多くのところで感じられているのではないかなというふうに思います。自治体の意向を配慮しない、その典型例が辺野古における基地の建設の強行であろうというふうに思います。基地をどうすべきなのかという、その政策判断についてはともかくとして、その手法において、あのようなことはかつての自民党政権では絶対あり得なかったと、こういうことでもあります。

あるいは、最近、皆さんのところでは「地方創生」が迫られていると思いますけれども、あれも、国には自治体に口を出す何の権限もありません。国が適当に計画をつくって、お金をばらまいて、自治体にみんなやれと、発破をかけています。しかも、少子化や人口減少の問題などというのは、そんな5年やそこらで国が計画を立ててお金をばらまいたから解決できるはずないと、みんな分かっているにもかかわらず、国の言うことに向けてやらされているというような状況を見る限り、法律上の義務づけがないからと言って、集権化がなくなったのかと言えば、むしろ実態は逆であるという、こういう厳しい状況があります。

さらに悪いことには、忖度（そんたく）が起きています。「忖度化」というふうに言ってもいいわけではありますが、一部の自治体がポピュリスト的に住民を動員して、国政為政者がやりたいようなことをむしろ率先してやっているという、状況です。昔の先進自治体というのは、国が嫌がるようなことでも住民のためにやってみるというところだったんですが、最近の自治体は、国でさえできないような、しかし、国がやりたいようなことをお先棒を担いでやるというようなところまで増えてきているという意味では、「分権改革は何だったのか」というふうに、いま一度反省せざるを得ないような場にあるのではないかなというふうに思っています。

そのような意味で、まさに自治体議会の使命というのは非常に大きいというのが、私の

思っているところであります。

かつて「分権化の推進」は、1990年代の改革派首長の登場によって、分権化を推進してきたわけではありますが、2000年代以降、むしろポピュリスト首長は国の政権に忖度するような形になってきてしまっていて、言わばベクトルが逆に向いてきてしまっているというところになります。しかも、その人たちはポピュリストであって、大衆選挙が得意でありますから、民意にうまく働きかけて票を集めるので、選挙には強い。トランプ優勢というのは、まさにそういうことだろうというふうに思います。

そのような人が選ばれてしまうと、結果的には、本当の意味での住民のニーズに合った自治体運営というのはむしろできなくなってしまう。一見すると圧倒的な票で選ばれた首長が、結果的に真の住民の声に答えることができない、まさに東京・石原都政というのが、その典型であったというのが今明らかになっている。しかし、それを明らかにしている小池知事も、議会がきちんと監視をしなければ、おそらくそういうことをやるだろうということですね。だから、議会がしっかりしていなければならぬわけがあります。

しかし、そういう住民は、同時に議会に対する、あるいは議員に対する不信というものを非常にうまく、そういう心にうまく刺激を与えるということになりやすいわけがあります。「議会のドン」を悪者にできれば、議会によるチェック機能を弱めることができます。

こうしたことが可能なのは「議会不信」があるからです。そのような住民の中に存在している、議会不信におもねって議会改革をやっても、それは正しい議会制民主主義にはつながっていかない、あるいは代表制民主主義にはつながっていかないというふうに思われるわけがあります。従って、ここではいま一度、「二元代表制」というものにおける「代表」というものをかみしめて欲しいなあというふうに思います。

(3)で、「代表」とは何かということに少し触れたいわけではありますが、しばしば議会、日本の自治体は「二元代表制」だというふうに言います。なぜ「二元代表制」なのかというと、首長と議会がそれぞれ別個に選挙で選ばれるからだという説明で終わることが多いのですけれども、しかし、それだけでは本当は「代表」とは言えません。ただ選挙で選ばれた人だということですね。選挙で選ばれたからと言って、「代表」は保証されないということが一番大事であります。

「代議士は、選挙で落ちればただの人」ということでありますが、率直に言って、当選してもただの人であるということであって、問題はその先にある。「代表」たる者は何なのかということですね。これは、細かい話になりますとやや話が長くなってしまいうんですが、「代表」というのは、現実に存在している住民のジェラシーとか、醜い心とか、エゴイズムまでを一緒に代表するのではないということですね。言わば、ポピュリストに傾き

がちな人間の弱い心というのからは、代表者は自立しなければならない。これが「代表」というものであります。

「代表」というのは、代理とは違う、あるいは代弁者とは違うというのは、政治思想上の非常に重要なポイントであります。つまり、ただ単に何でもかんでも「はい、はい」と受け入れて伝えるのではないと。あるいは住民の中の弱い心を、それを反映して、あるいはそれを煽ってますます悪い方向にするのではなくて、そういうものを治めて、合理的なと言いますか、穏やかで落ち着いた民主主義というのを実現していくのが「代表」の役割ということになります。それが、真の意味での住民全体のニーズということになります。

議会不信・議員不信に直面している議会や議員というのは、まさにこの「代表」であるかどうか問われているということですね。住民の中にある議会不信や議員不信、それにただ忖度し、追従して、だから人数を減らせばいいとか、だから報酬を下げればいいなどというふうなことを言っているのが改革派だと思ったら大間違いであるということですね。それはむしろ、ポピュリズムの先導者でしかない。それは代表者ではなく、代理人に過ぎないということになります。

だからと言って、私は、議員がやたらいて無駄遣いすればいいと言っているわけでは全然ないので、そこは誤解しないでいただきたいんですが、そういう意味ではなくて、ただ議員はずるいから人数を減らせばいいとか、何かお金をもらっているに違いないだろうから減らせばいいとか、そういう話におもねって改革を名乗ってはいけなく、あるいはそういうのを煽るべきではないと。それこそが「代表」であるということになります。

「代表」が住民から自立しているということは、議員は勝手なことをやっていい、お金を使い放題使っているなどというのとは全く逆でありまして、代表たる者、平均的な住民よりはるかに高い能力と倫理性を有さなければいけないということですね。これを勘違いする人がいる。住民から縛られなくなると、勝手なことをやって、住民の平均以下になると。これがしばしば問題になっているということだと思います。

一つの例で言えば、「オリンピック代表選手」という言い方がありますが、言うまでもなく、オリンピックの代表選手は国民の平均ではないということです。当たり前ですね。国民の平均で100メートルを走るスピードでオリンピックの代表が決まったら話にならないということです。一番高いレベルの人を「代表」と呼ぶということです。その代表は、国民から、ああやって走れ、こうやって走れとかいちいち言われる存在ではないわけでありまして。それは自分で考えてもらわなきゃ困る。よいコーチが必要な場合もありますが、それは自分でちゃんとアスリートたる者、行動してもらわなければならない。それは、決して国民の平均水準でもなければ、国民の言いなりに行動するわけでもないですし、国民

の意を忖度して行動する存在でもない。しかし、それは最高水準を目指さなければいけない。

「代表」というのは、本来そういうものであるということであります。ぜひ「二元代表制」というふうに言うときには、ただ選挙で選ばれているんだということにとどまって欲しくないということです。代表というのは、住民の中の最高水準でなければならないということです。それから、住民の御用聞き、あるいは住民のジェラシーや不信感を煽るような、そういう存在ではないのです。真の意味での「二元代表制」になっていただきたいというふうに思います。

ちなみに、首長の側も本当はそうでなければいけないです。首長が代表であるということも、選挙で選ばれているというだけでは、ただの当選者でありまして、選挙で選ばれた上で、住民よりはるかに立派なことをやってもらわなければ困る。ところが、多くのポピュリスト首長は、むしろ住民の中でのよくない心を刺激して選ばれているということであります。今、ポピュリスト首長は、住民の平均以下になっているということでありますから、その意味で、真の「二元代表制」を実現することが大事です。あるいは、およそ「代表」たる水準を欠いているようなポピュリスト首長に対して、そういうものを生まないようにすることが、まさに議会、「代表」たる議会の役割であるというふうに思うわけであります。

その意味で、議会基本条例は大変意義があるということです。3ページ目の(4)でありますけれども、住民から自立すると、人間でありますから、つい平均以下になり得るのです。この危険は私も否定しないということでありまして、だからこそ議会は自己規律を確立する必要がある。その意味で、議会基本条例というのには大変意義があるというふうに思っています。議員というのは、当選したいと思うと、つい支持者におもねり、あるいは個別の利益に追従したり、あるいは首長にすり寄ったりと、いろいろな思惑、心の弱さというのは存在します。第一、当選しなかったら話にならないだろうと言われればそのとおりなんですけれども、しかし、当選すればいいというものではないということです。

その意味で、議会基本条例というのは、言わばポピュリスト首長やポピュリスト議員を生まないように、よい意味での「代表」をつくるための自己規律の努力であるということであります。そのような真の議会改革をしたところでは、ポピュリスト政治というのは起きないというふうに言えるのではないかというふうに思います。

そのような議会基本条例は、議員や議会の自己規律ということになるわけでありますが、自己規律というだけを強調すれば、条例である必要は全くないというふうに言うこともできるかもしれません。申し合わせや先例、あるいは議会改革の報告書とか宣言とか、そう

いう形でもいいかもしれません。けれども、やはり条例というのはいろいろな意味で意義がある。特に、明確に権利と義務、あるいは権限と責務というのを明確にするということが出来るわけでありませぬ。

その意味で、どのようなことを議員が自分たちに課していくのかということは、極めてこの議会基本条例の大きな役割であります。それと同時に、議会基本条例は、単に議員だけが自分たちのことを考えているのではなくて、本当は首長にも「代表」たらしめるということが中に入っている。まさに議会審議を活性化させ、議会が首長に対しての提案や監視を強化するということが、首長が真の意味での「代表」になるための非常に重要なプロセスであるということになりますから、その意味で、議会基本条例というのは、決して議会だけの問題ではないということですね。

それから同時に、議会・議員というのは、住民の代表であるということが基盤なわけですが、それは選挙で選ばれるということだけではないというふうに先ほど申し上げたとおりであります。選挙で選ばれるということだけだったら、地方自治法に書いてある、公職選挙法を見れば書いてある。そこではなくて、真の意味での「代表」たり得るために、住民に対して何をなすべきなのか、どういう義務があるのかということをお明らかにする、こういう大きな役割を持っているということがあるのではないかなというふうに思います。そういう意味で、議会基本条例とか議会改革に魂を入れていくということは大変大事だというふうに思っています。

以上が大きな意味、議会制民主主義、代表制民主主義における議会基本条例の意義ということになります。

その上で、そのような代表制民主主義、議会制民主主義の最大の危機というのは、まさに議会や議員への不信であるということになりますし、またこの代表者に対する不信こそが、民主主義の衣を着た独裁者に一番都合がいい状態であるということになります。従って、ここは非常に重要なポイントであるというふうに言うことができます。

現実には、議会や議員不信というのは強い。これは、一般の住民だけではなくて、官僚やマスコミや学者の間で非常に根強いということです。学者の中でも、議会に期待している人というのは実は少なく、従ってこういうところでシンポジウムをやると、出てくる学者はあんまりいないようです。新川先生とか、限られた人しか呼んでも来てくれないようです。大体みんな執行部側につくのです。いろいろなところで議員不信というのは根深いということになります、それ自体が問題なわけですね。

そうは言っても、定期的にというくらい、不祥事を何でこんなに出すのかと啞然とするぐらいに、まあよく次から次へと思いつくなというように、残念ながらあるのも事実とい

うことになります。「号泣県議」とか、富山県・市の政務活動費不正問題とか、ちょっと前には東京都議会のセクハラヤジとか、いろいろなものがありました。しかし、よくよく考えてみると、その富山市議会ではまた同じようなグループが住民から選挙で選ばれているのであって、結局、富山市民はそういう人を望んでいるのではないかということですよ。そういう人を望んでいるのであれば、不正をする議員を、ちゃんと信頼したらどうですかと思うわけであります。一体ここは何を考えているのかというのは、正直言って、よく分からないというところがあります。ただ、いずれにせよ、不祥事の種は尽きないということ間違いのないということであります。

それ以外にも、「仕事をしていない」という批判、これがあります。「三ない議会」という、これはよくマスコミが調査をするときに分かりやすい。議員提案政策条例がない、修正・否決がない、議員の賛否の公開がないという「三ない議会」という言い方でアンケートを取れば、どこがだめな議会かという話はすぐ分かるということになります。あるいは、質問や質疑をしない議員がいるとか、居眠りをしているとか、内職をしているとか、は明解に分かります。私は正直言うと、議会で内職をしていない人のほうが不思議ではないかと思うんです。それは、内職をしながら人の話を聞けるくらいじゃなかったら代表など務まるかというのが、私の個人的な感触なわけです。つまり、一つのことを一つにしかやれないような人間では議員は務まらないです。議員は同時に 10 個ぐらいやれなきゃいかんと思っています。そういうことを言うと世間では批判されるかもしれませんが、しかし、建前論だけで、内職をしているからいかんとか、居眠りをしているからいかんとか、言われます。しかし、居眠りをしながら聞いているんですよ、議員というのは。同時に寝て、同時に聞くということが出来るくらいでなければ、政治家なんか務まるかと私は思っている。けれども、またこういうことを言ってひんしゅくを買うので、この程度でやめておきますが。

あと、定例会が 60~90 日くらいしかない。これもお相撲と一緒にじゃないかという話なんです。相撲取りとまさに一緒に、地方巡業をしているのと一緒にあります。相撲も本場所の 90 日だけで食っているわけではないというのは、みんな知っているとおりですね。議員も、議会をやっているときだけで食っているわけではないということなんです。そういう実態をあまり知られずに、さまざまな議論があります。そういう意味で、仕事をしていない、あるいは仕事をしていないくせに金を食い過ぎると、こういう批判というのがあります。

あるいは、仕事をしていたら喜ばれるかと言うと、今度は仕事をしたら「利権をむさぼっている」と言われるということですね。「都議会のドン」とかいうふうに言われて、悪

役になりかけた人がいる。都議会を悪者にするというのは見え見えの劇場であったということですね。

ところが、議員は仕事をすると、「ドン」だとか「利権をむさぼっている」と、こういうふうに言われるということです。仕事をしなかったら文句を言われ、仕事をしたら文句を言われ、一体何をすればいいのかということです。これは、我々住民に対して、議会あるいは議員に何を期待しているのかというポジティブなイメージがないまま、ただ何か議員というのは悪いことをしているに違いないという、心の中の言わばジェラシーと言いますか、妄想に火がつけられているだけであるということです。現実には、こういう不信感、むしろポピュリスト首長側の世論操作の土壌であるというふうに思ったほうがいいかもしれません。こういうふうには、仕事をしなかったら仕事をしなかったと言われ、仕事をしたら仕事をしたと言われる。いい仕事をしろということになるわけでありませぬ。

もう一つの批判は、首長との関係で同じようなことを言われるわけです。首長と仲良く自治体の運営をしていると、なれ合いであると、「オール与党である」と言われる。じゃあ、首長に対して厳しくチェックして、次から次へと否決をするとどうなるのかと言うと、「自治体の運営が停滞している」と言われるわけです。賛成したら賛成したで文句を言われ、反対したら反対したで文句を言われ、一体議会はどうすればいいんですかということについて、これまた何の答えもないまま、両方に対する批判が横行しているということが実態であります。

しばしば議会と首長が厳しく対立するということがある。二元代表制だから当たり前だというふうには言えるのかもしれませんが、議会と対立したせいで行政が滞っているとわれがちです。しかも、首長の足を引っ張っている議会が政局的に動いて、やる気のある首長のやろうとしていることを妨害しているというふうには言われやすいという、こんなような批判がしばしば見受けられるということになります。

それから、それ以外には、「代表性・反映性の欠如」と書いてあります。ここで言う「代表性」というのは社会学的代表性のことでありまして、簡単に言えば、中高年の男性自営業者が多いという、こういう批判であります。これは確かにそのとおりだということですね。

ただ、注意しなきゃいけないのは、男性の議員ばかりだからと言って、女性の視点が入っていないとは一概に言えないということは、これは慎重に言わなきゃいけないと思います。逆に言えば、女性の議員だからと言って、女性のことを考えているという保証は何もないということなのです。中高年・男性・自営業者が多いからと言って、中高年・男性・自営業者向けの政策を行っているということには、直ちにはならないわけでありませぬ。

かし、ただ、やはりバランスを欠いているということは、これは認めざるを得ない。ここはおそらく相当改革が必要であるということでもあります。

民主主義というのは、自分たちで自分たちを治めるという意味であります。要は同じグループの人が同じグループを治めるというのは民主主義の基本です。民主主義じゃないものは、自分たちじゃない人が自分たちを治めるということなのです。議員や政治家のメンツと住民の構成というのはやはりある程度近くないと、この一体感というのが損なわれますので、この点の批判は当たっているかなというふうに思います。

ただ、男性議員が多いから女性のことを考えていないという話には必ずしもならないということですね。当たり前ですけども、男性議員が多いということは、大体の男性議員は女性の票も含めて当選しているということなので、当然、女性を無視したら当選できないということなのです。これは男性議員だから男性に偏った政策になっているというのは、いささか行き過ぎた批判だと思いますが、しかし、男性が男女を含めた住民を支配しているというのは、これはやはり民主主義の観点から言うと、やはり健全とは言えないということになるかと思えます。

いずれにしろ、こうした不信感は大変根強いという中で、議会改革というのが出てきているというふうに言うことができます。

当初は、改革派知事に対抗するための議会改革だったのではないかなと思われれます。あるいは「分権改革」に対応するという面の意味があったわけでもあります。しかし、今日的な視点で言えば、議会制民主主義と言いますか、ポピュリスト首長の暴走を止める、あるいはポピュリスト首長の暴走を生じさせないという大きな課題を持っているというふうに思います。

にもかかわらず、しばしば実際の多くの自治体の議会改革は、単にほかでやっているからとか、新聞でお前のところだけやってないというふうに名指しにされて格好が悪いとか、そういう横並びの意識に引きずられているかもしれません。議会改革度ランキングみたいな話で、何か変に偏差値競争をさせられているということでもあります。偏差値競争に勝つために議会改革をやるのではないということです。すぐランキングをつくりたがる議会改革論がありますが、外形的な点数は、あれはよくないというふうに私は思っています。

大事なことは中身だということでもあります。そこは、ランキングの目的とも一緒なんですね。ランキングも、ランキング自体が大事なんじゃないって、中身をつくるきっかけとしてランキングが必要だと言っているわけでもあります。私は、ランキングは自己目的化しやすすいんじゃないですかということで、形だけの議会改革ではいかんと心配しています。し

かし、議会改革をやるなというふうに勘違いする人がいるんですが、そういうことではないということです。意味のある議会改革をやってくれと思います。しかもそれは、全世界的にも意味があるということですね。

繰り返しますけれども、トランプのような人がホイホイと出てくるような世の中ということです。しかも民主主義の最大の強国であるアメリカでさえそうであるということです。中国に民主主義は期待できませんね、どう考えてもですね。従って、アメリカがしっかりしなくてどうするのかというところでありませぬ。

そういう中でも厳しい状態なわけでありませぬから、日本の自治体において、真の議会制民主主義を維持できるのかというのは、極めて重要なことだと思っています。そのような中で、大変、議会に対して不信感があるというのが、4ページ目の3のところでありませぬ。

私が一番心配しているのは、不信と削減の悪循環というものでありませぬ。議会不信、議員不信があると、とりあえず出てくる対応策は、定数を削減しました、議員報酬を下げましたというものです。また、「定数削減」を公約に掲げて選挙に出る人がいるということです。これは、私は全く理解できない。定数を削減することを公約に出るんだったら、選挙に出なきゃいいじゃないかと。だから、これは全く理解ができないと。いや、そういうふうに公約を掲げた人がいらっしやれば、それぞれのご見解があるでしょう。あくまで問題提起だと思っていただければというふうに思ひませぬ。

定数は削減しちやいけなと一概には言えなひんですよね。あるべき定数というのが常にあるのです。問題なのは、不信感があるから、とりあえず議員定数を減らせばいい、とりあえず報酬を下げればいいという安易なことになっていませぬか、ということですね。それがしばしば「議会改革」として宣伝されているというところに、私は大変な危惧を持つわけでありませぬ。

「議員は多すぎる」「議員はたくさんもらい過ぎる」と言われると、住民から不信があるから、とりあえずちょっとだけ定数を減らそうか、定数36だったのを34ぐらいにしておくかとか言って、対処する。4年ぐらいはもつかもしれませぬが、そんなことやって、次のときにまた34人は多すぎるとかやって、また4人減らせとか、いつまで経っても切りがないということですね。

この「数を減らす」、「報酬を減らす」ということでは、不信は絶対に解消しないということでありませぬ。これは、いじめられっ子がいじめっ子に対して「1,000円あげるから、いじめないでください」と言ったからと言って、いじめが止まるのかという問題と一緒にありませぬ、これは全く効果のないことでありませぬ。

なぜそれが悪循環なのかと言うと、これは止まらないという意味だけではなくて、議員

の定数を削減し、議員の報酬を減らせば、議員の活動量が必ず減るということ、これは間違いない事実であるということです。30人いて議員活動をやっていたのが25人になれば、人工（にんく）が減るということです。一人当たりの労働時間が伸びない限りは、基本的には減るということになります。議員というのは、基本的に1年365日24時間、電話があったら動かなきゃならないという立場の人でありますから、これは労働時間というのはほぼマックスである。従って、これ以上増やしようがないということなわけですね。

そのような仕事において、人数を減らしますとどうなるかと言うと、議員の活動量は明らかに下がるということです。議員の活動量が下がると住民の信頼が増えるのかと言うと、普通は逆でありまして、ますます議員の活動の姿が見えない、議員は活動していないと言われるに決まっているということになります。「議員の姿が見えない」という批判はよくあります。議員の姿が見えないという批判に対して、議員の数を減らしたら、ますます議員の姿は見えなくなる。そのような批判に対してまた人数を減らせば、ますます不信は増えるということでありまして、この削減路線、言わば「デフレスパイラル」では、問題からは抜けられないというふうに思うわけでありまして。

従って、議員は仕事をしなければいけない。これに尽きるということだと思います。いい仕事をしなければいけないということです。いい仕事をするためには何が必要なのかと言うと、「権力を持つこと」である。もうこれに尽きる。政治はきれい事ではないということで、やっぱり権力を持たなければ仕事はできないということです。もちろん、権力を持って悪く使うやつはいるということでありまして、これに対してはチェックをしなければいけないわけでありまして。しかし、現実の政治社会において信頼を勝ち得るためには、権力をもってそれを正しく行使すること、それに尽きるということになります。

議員は信用されない、あるいは信頼感を持たないのは権力を持っていないからであります。つまり、議員に頼んでも事が進まない、問題は解決しないと思われたら、誰も議員には期待しない、全部首長に陳情すればいいではないか、あるいは自治体に話を持っていってもしようがないんだったら、国に陳情するしかないということになるわけでありまして。仕事をして信頼を勝ち得るには、重要なのは、「権力を持つ」ということになります。

繰り返し申しますけれども、権力を持つだけで、悪いことをしたらもっと不信感に火に油を注ぐということになりますから、あくまでこれは必要条件だということです。必要条件でありますけれども、議員というのは、権力を持たなければ決して不信を解消することはできないのです。数を減らすだけではできないと言うか、数を減らすことは、不信解消にはつながらないということになります。

自治体における権力は何か。その中核を考えていくと、「予算」である、金であるとい

うことに行き着くということは、おそらく多くの方が了解されるのではないかなと思います。首長が強いのは、人事権を持っているということと、予算調製権、予算編成権を持っているということにあるわけであります。首長が善人だからみんな首長に期待しているわけではないということです。首長に期待しているのは、首長が「予算」を持っているからである。だから、首長を説得しようと思うということであります。

従って、議会改革は予算のところと言わばメスを入れ、予算改革をすることが大事です。予算において議会がどれだけ実質的に問題解決をすることができるのか、あるいはポピュリスト首長によるポピュリストな予算編成でないことができるのか。例えば、トランプが壁をつくるとかと言い出したときに、それをやめさせられる連邦議会であるかどうかということが問われているということになります。そういう意味で、予算改革というのは、大変重要なものであります。

じゃあ、5ページ目の(3)であります。予算審議改革というのは何なのかということであります。議会改革論議とか地方自治法改正論議ですと、どうしても予算の修正権の限界とか、あまり本質的でない問題に収れんしがちであります。しかし、形式的な修正とかの問題ではないわけであります。重要なことは、実質的な中身でどこまで議会がつけるべき予算をつけ、あるいはつけるべき予算事業に予算をつけ、つけるべきでない予算事業をやめさせるということができているのかということです。

と言うのは、もう「釈迦に説法」であります。予算書は款項目節という非常に丸めた数字でしか出てこないということです。この丸めた数字を増額しようと減額しようと、本当に大勢に影響はないのです。その中で予算事業として具体的に何が想定されているのかという、この了解が非常に重要である。要は、款項目節で款項だけ修正したところで、その中にたくさんの事業が実は中に入っているわけです。従って、どれを削ったのか、どれを増やしたのか、あるいはどういう組み換えがされるのかというのは、実は予算の議決では出てこないということになります。議決で出てこないものを修正しようと増額しようと減額しようと、ほとんど意味がないということです。重要なことは、減額したら何の事業を減額したのかということ、執行部の間で了解を取って減額をしているわけですよ。実際、多くの自治体ではそうやっています。

従って、大事なことは、減額修正をしたとき、あるいは執行留保させたということの場合ですけれども、そういう意味では、中身についてどれだけ具体的な議論をしているのかということが、大変重要であります。つまり、首長が査定しているのと同じように、個別の予算事業ごとにちゃんと予算は審議をしているのか、ということです。実は、議決ができないんですね。本当はそこまで議決しなかったらおかしいんですけども、しかし、

制度上できないとしますと、予算審議の中で、この丸まった数字の中に入っている予算事業は一体何なのかを明らかにして、どういうことをやるつもりなのかということ、首長側にはっきりまず言わせるということが大事です。これは質疑の役割である。

ただ、質疑で、具体的にしゃべっただけでは本当はだめなんです。首長側がもともとやりたいということ、こういうふうにやりたいですよと言っただけで終わったら、首長のやりたいとおり、執行機関がやりたいとおりやっているというのを、具体的に確認するだけで終わってしまいます。本当は、予算事業について首長に具体的な説明をさせた上で、そこで、採択するか否かという価値判断、政策判断ができるかというところが問われているというふうに思います。

今日は三重県議会ということ。三重県議会の予算審議改革、これは大変有名なものでありまして、ホームページでもダウンロードすると 60 ページぐらいの「予算決算常任委員会の改革」というので出ておりますので、そこをちょっと例にとりながらお話しします。

中身的に言うと、98 年、特別委員会方式で、予決特別委員会から 2004 年には分割付託から一括付託に変えます。2007 年には、予算決算常任委員会にしていった。常任委員会方式といっても、分科会方式ということで、各行政分野別の常任委員会が同時に予決常任委員会の分科会の役割も担う形になっていきますので、実質的には委員会付託とも言えるんですけども、要は全員で手分けして予算審議をするということです。予決特別委員会の問題は、「議員全員が予算にかかわれないじゃないか」という批判がありますから、全員でかかわるべきである。全員でかかわる委員会をつくったら、分科会をつくるというのはごく自然な対応ということになりますから、ほぼこういう形になるというのは一つのモデルだろうと思います。

ただ、重要なことは、この形がどういうふうに運用されるのかということです。これは別添の資料で、三重県議会のホームページの一部を打ち出したものであります。そもそもちゃんと委員会とか分科会の質疑がホームページに出ていること自体、決して当たり前のことではないということなので、これは当然、こういうことをやっていること自体が大変すごいことなんです。それは必要条件でありますけれども。

その中で、例えば警察関係です。教育警察常任委員会と予算決算常任委員会教育警察分科会というのが一体としてあるわけでありまして。予算関係ですから、後者の分科会の質疑、議案の審査というものが行われています。そうすると、三重県ですと今年の当初予算でありますから、「伊勢志摩サミット」がありますので、テロ対策の問題とか、こういうことが問われています。

1 ページ目の議論は、テロ対策パートナーシップ事業とかあるけれども、一体何のことかということちゃんと聞いているわけでありませぬ。これは、議会で聞かなかつたら警察は何をやっているのかすら、県民は分からないということになります。パートナーシップというのは、「あいつはテロリストじゃないのか」とみんなでチクリ合うことなのかという、こういう心配は当然あります。要は「みんなにスパイ密告をさせるつもりなのか」と。そうすると、警察の部長のほうが、「そんなことではない。ちょっと心配なことがあつたら、気兼ねなく知らせてくださいという程度です」ということだ。これは非常に重要な質疑答弁でありまして、チクリを奨励しているわけではないんだということも、議会はちゃんと確認しているわけだ。これは、旧東ヨーロッパとか旧東ドイツなんかは、国民の10人に1人はスパイだつたらしいとか、こういうふうに言われているわけだよね。だからこれは大変重要なことなんですね。

あるいは次の質問は、サミットになれば交通規制をするだろうということだ、じゃあどの程度するのかと、県民は聞きたくありません。これも予算では必ずしも出てこないということだ。「全面交通規制をするのか」という質問に対して、部長が「最小限の交通規制です」と。これはいかにも官僚答弁だよね。最小限じゃない規制なんて言うわけないだよね。だから、議員の質疑は、ここでとどまってはだめなんです。「じゃあ、一体どういうことなんだ」と細かく聞かないとなりません。この議員は、「全面通行止めはしないんだな」という確認まで取っているということになります。ただ、「全面通行止めはしないんだな」という確認だけでは甘いんですよ。要は、「0にしますか」「0じゃありません」と答えられたら、「では、どこまで規制するのか」を本当はここは追及してもらいたかつたというところがあります。

等々、こういう一つ一つの問題があつて、3 ページ目の上のほうに行きますと、「暴力団対策について予算書に出てないじゃないか」という、こういう質問があります。そうすると部長は、「後で説明させていただきます」なんて、とんでもないことを言ってます。予算に入っているかどうか聞いているのに、「後で説明します」とは、審議を拒否しているということだ。これはビシビシ追及しなきゃいけません。しかし、議員の皆さん、優しいですよ、「じゃあ、後で」とか言っているんです。ただ、委員長がちゃんとここをフォローして、「予算関係について執行部はちゃんと答える」というふうに言っているわけだ。そうすると「3,300 万円あたり出してあります」と、ようやくここで初めて答弁をしたということだ。

さらに、次のページに行くと、これはなかなか、議事録を読むといろいろおもしろいんです。先ほどの「地域版パートナーシップ」です。「隣組」になつちゃ困るよという話であ

りまして、もちろん警察のほうは、「そんなふうにするつもりはない」ということで答弁しているわけでありまして、5 ページ目のB委員の言い方がおもしろい。「思いは確認しました」ということで、これは中身に納得していないと言っているということです。建前の思っだけはよく分かったということをズバリ言っている。ちなみに、このB委員というのは、これが口癖なんですかね、次も「思いはよく分かりました」と、こういいます。執行部側の説明に納得してはいないんですけれども、言質は取っているということです。要は、政策の考え方は大事なんだということです。

以上のお話は、一つのサンプルで、こういう審議を、これは多分2時間の議論の中の多分15分ぐらいじゃないかと思うんですけれども、そういう意味で非常に重要なことをやっています。あるいは、もっとさらにできるポイントがあるのではないかなというふうに思っています。

だんだん時間も尽きてきましたので、最後、6ページに行きますが、議員の信頼を勝ち取るためには、仕事をして見せなければならぬ。仕事には質と量があるということですね。

量のほうは、やはり議員がいつどこで何をしているのかをもっとPRしなければならぬ、あるいはこれを説明する責任があるというふうに思っています。毎日どこで何をしているのか、日誌のように出せということです。これを議員の人をお願いしたいんですが、前に議員の人に頼んだら、面倒くさいとか言われて断られたんです。けれども、「面倒くさい」ではいかなのではないかと思っているわけでありまして。公用車の運転手は運行日誌というのを付けてます。どこに何時に誰を送っていった、同じように議員はどこで何をしたのかということちゃんとメモにしておく必要がある。ぜひ身を守るためにもちゃんと日誌はつけておいたほうがよいと。

ただ、こういう変な日誌をつけ過ぎたせいで、行ってもない城崎温泉に行っていたことにするとトラブルになるということなので、まさにこれはアリバイになるとともに、不正をしないことにもつながるということなので、なおさら、ぜひやっていただきたい。最近、「なう」みたいな話で、「今、四日市なう」みたいな話で、どこで何をしているのかを適宜アップしている人は画像で残っています。それだけではなくて、ちゃんと日誌を公開するというのは、活動の量を担保することだと思います。

それから、活動の質は先ほど「予算」を中心に申しました。もちろん予算だけじゃない、条例や人事の問題もあると思いますけれども、一番は予算の質疑、審議、審査ではないかなと思いますので、ぜひ大きなことをやっていただければと思います。それは、決して自分の身を守るだけ、議員の信頼を勝ち得るという話だけではなくて、議員不信の解消は世

界史的なグローバルな意味も持っています。そして、一国の議会制民主主義自体は、それぞれの自治体における足腰なくして成り立たないということで、議員あるいは議会の奮闘を期待したいというふうに思っております。

ということで、若干延びてしまいましたけれども、私からのお話を終えさせていただければというふうに思います。言い過ぎた箇所については、「私のような人間は議員をやるべきでない」ということの証明であるというふうに思って、ぜひお許しいただければと思います。以上で、私からの最初のお話を終えさせていただければというふうに思います。

どうも御清聴ありがとうございました。

(司会) 金井様、どうもありがとうございました。大変貴重な御講演をいただきました。金井様におかれましては、この後のパネルディスカッションでもパネリストとして御登壇いただきます。パネルディスカッションの後にも、会場との意見交換の機会を設けておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、会場の皆様、いま一度金井教授に盛大な拍手をお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただいまから第二部のパネルディスカッションの準備のため、10分程度休憩とさせていただきます、この後14時50分からパネルディスカッションを始めますので、それまでにお席にお戻りくださいますようお願い申し上げます。

- 休 憩 -

## 5 パネルディスカッション

コーディネーター	新川 達郎	同志社大学大学院教授
パネリスト	金井 利之	東京大学大学院教授
	目黒 章三郎	会津若松市議会議長
	小林 華弥子	由布市議議員
	三谷 哲央	三重県議会議会改革推進会議会長

(司会) 皆様、大変お待たせいたしました。ただいまから、パネルディスカッションを始めます。

はじめに、パネリストの皆様を御紹介いたします。

お一人目は、先ほど基調講演をしていただきました、東京大学大学院教授の金井利之様でございます。金井様、よろしくお願いいたします。

続きまして、会津若松市議会議長の目黒章三郎様でございます。目黒様、よろしくお願いいたします。

続きまして、由布市議会議員の小林華弥子様でございます。小林様、よろしくお願いいたします。

続きまして、三重県議会議会改革推進会議会長の三谷哲央でございます。よろしくお願いいたします。

そして、コーディネーターは、同志社大学大学院教授の新川達郎様です。

それでは、ここからは新川様に進行をお願いしたいと思います。新川様、よろしくお願いいたします。

(新川コーディネーター) それでは、ただいまからパネルディスカッションの進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日のシンポジウムのテーマの「議会基本条例が開く議会の未来」という、今日の全体のテーマにかかわってでございますけれども、実際に基調講演を受けて、議会基本条例を通じてどういう議会改革が生まれたのか、先ほどの金井先生のやや辛口のお話の中で、いろいろと刺激的なお話をいただきました。その中で、本当に議会改革、これをどういうふうに考えていったらいいのか、たくさんの示唆をいただいたかと思います。これにつきまして、金井先生も含めて、そして何よりも議会基本条例をこれまで身をもって実現してこられた、三つの議会のそれぞれの中心的に活躍してこられた方々から、議会基本条例、そしてそれにかかわる議会改革、その中身についてお話をいただければというふうに思って

おりますし、併せて、金井先生からいただきました幾つかの重要な論点、これについてもお話をいただければというふうに思っています。

議会基本条例が何よりも重要な意味を持ってきたのは、やはりこの20年ばかりの間に、「議会」というものに対する一方では大変厳しい御批判があり、それからもう一方では地方自治、地方分権を極めて重視する、そうした社会の風潮があり、その中で改めて「議会」というのが本当にしっかり頑張らないと、日本の地域も、そして地方自治もよくなる、そういう思いでこうした議会基本条例ができてきたんだろうというふうに考えています。この議会基本条例が本当に地域のためになるのか、そして地方自治を豊かにするものになるのかどうか、それをこの10年間の検証も踏まえて今後どうつなげていくのか、多分そんな議論が今日できれば一番いいのかなというふうに思っています。

議会基本条例自体は、もちろん、それぞれの団体ごとにいろいろな意義づけやいろいろな内容をお持ちになっていますけれども、基本のところは金井先生が最初にお話しになられたように、何よりもこれは議会制民主主義、そして地方自治体でとられている二元代表制、その位置づけの中でこそ、議会基本条例の本来の意味があるというふうに改めてしっかり考えよというのが、重要なメッセージではないかというふうに思っています。本当に住民代表機関として議会がきちんと機能する、そういう状態をつくれというのが、一番重要な、金井先生が伝えたかったことではないかと、勝手に忖度をしております。忖度するなという話もあるかもしれませんが。

それは置いておきまして、同時に、そうした議会改革を本当に住民代表機関として議会が果していくためにはどうすればよいのかということについて、幾つか重要な具体的なお話もいただきました。そのときにやはり、基本は議会がしっかりと審議をし、そして議会の権限をしっかりと行使をする、そういうところをベースにして、その上で議会に対する不信感や、あるいは批判に答えていってはどうか。不信や、あるいは批判にある意味では目先のことで済ませようとするほど、ますます不信や、あるいは批判を招いていくぞという「負のスパイラル」の話もいただいたかと思えます。

そうした問題に対する答え方というのも含めて、まずはお三方から、三つの議会のそれぞれの議会基本条例の実践、そして、その中で力を入れて進めてこられたこと、そこで得られた成果、これについて考えて見たいと思います。自己紹介も含めて、最初にこれまでの議会基本条例のそれぞれの取り組み、そして、その中で何が達成できたのか、どこまで到達できたのか、翻ってもし可能であれば、どんな課題をそれぞれ感じておられるのか、このあたりも含めて最初、簡単に結構ですが、御紹介をそれぞれいただければというふうに思っております。

まずは、会津若松から目黒議長さんに来ていただいておりますので、目黒さんから順番にお話をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(目黒議長) 皆さん、こんにちは。会津若松市議会議長の目黒章三郎と申します。

実は、先週の3日に松阪に来ております。と言うのは、会津若松市と松阪市は蒲生氏郷公の縁で友好都市ということで、「氏郷まつり」でお招きをいただいております。今日は、会津若松は雪が降っているということで、地元の方は寒いって言いますが、私からすると暖かいところにお招きいただきまして、ありがとうございます。

さて、私は、自己紹介を兼ねながら申し上げますが、しゃべり過ぎないように時間制限を気にしながらしゃべりますが、平成7年初当選なんですけれども、何で議員になろうと思ったかというのは、一つはまちおこし、中心市街地活性化の運動と、それから環境問題にも取り組んでおりまして、言わば住民運動の延長線上で、やっぱりこれは行政を動かさないとダイナミックな活動展開はできないなというふうに思って、議員になったわけでございます。

環境団体というのは、それに興味を持った人たちだけが集まる団体ですから、割と思ったようにできるわけですね。言わば、こっちは属人的な団体です。それに対してまちおこしというのは、一つの通りの商店主あるいは住民を巻き込んでの運動なので、いわゆる属地的な運動なわけですよ。その属地的な運動をどう展開していくかというのは、なかなか大変なわけでございます。

同じように議員も、選挙で当選して、うちは定数30人なんですけど、その30人をどう動かすかというのは、これはなかなか大変でございまして、そういった意味では、まちおこし運動をやってきたおかげと言うか、そういうところでどう運動を展開していくのか、私は議会改革も、運動論がなければ議会改革はできないと思っていますので、そのまちおこし運動が私にとっては非常にためになったと。

それを一口で言うと、私の話を聞いたことがある人はもう「耳たこ」かもしれませんが、よく「2:6:2の原則」と言われております。つまり、これをこの運動論に当てはめると、2割の先進的な人、熱を帯びた人と、反対側の2割は無関心あるいは抵抗勢力、そういう人たちがこっこの2割でございます。反対側の2割の人たちの決め台詞は「俺は聞いてねえ」ってやつですよ。それで運動の足を引っ張るようなことなんですよ。だから、真ん中の6割がどっちの2割につくのかというのが、運動をうまく展開できるかどうかというふうに私は思っています。これはもちろん、構図的に頭の中に描いて展開すると、議会基本条例をつくる前も、もちろんつくった後も、どうその基本条例の理念に基づいて改

革を進め、そして市民の信頼を得るような、言わば仕掛けをしていくのか、そのこともやっぱり絶えず最初の2割の人がずっとベクトルを合わせ、真ん中の6割を切り崩しながら、議会全体をもっていかなければならない、このように思っております。

そんなことで、先ほど金井先生のお話を聞いて、会津若松市議会は、ほとんどクリアしていると、このような自負を改めて持った次第であります。ただ、最後の予算審議に関して、執行部ほどそんなに時間も能力も、そこまでは欠けていますが、その他の点ではほとんどクリアしているというふうに思っております。

法政大学の廣瀬先生が、第一の壁が議会基本条例をつくるまでとすれば、第二の壁がそれをどう運用していくのか、例えば市民との意見交換会で得た意見をどのように政策形成していくのか、それが例えば第二の壁であるというふうに、そういう表現をされましたけれども、うちはほとんど第一の壁も第二の壁もスルーして今に至っているんじゃないかなと。そのへんの中身については、5分間が経ってしまいますので今回はやめますが、そんなことで今進んでいるというところでございます。

(新川コーディネーター) ありがとうございます。会津若松がどこまで行ったかというのは、また後で金井先生から何か一言あるかもしれませんが、それはまた後ほどということにさせていただいて、引き続きまして、由布市から小林さんに来ていただいてございます。由布での取り組み、ぜひ御紹介いただき、またこれまでの到達点や課題についても、もちろん併せて、自己紹介も含めて一言お願いできればと思います。小林さん、よろしく申し上げます。

(小林議員) 小林華弥子です。はじめまして。九州の大分県は由布市からまいりました。由布市は、温泉観光地で有名な湯布院を持っている自治体です。実は、半年前の4月の熊本・大分地震で湯布院も結構大きな被害を受けております。そのときに、全国の皆様から温かい応援をいただきました。全国議長会の皆様から、あるいは全国市議会議長会の皆様からも、大変心温まる応援や寄付をいただきました。この場を借りましてまずはお礼申し上げます。ありがとうございます。半年経ってだいぶ復興はしてきてはおりますけれども、特に由布市は風評被害に今悩んでおりまして、まだまだ再建半ばというような状況です。

今回、議会基本条例についてのシンポジウムをやるということでお声がかかったんですけども、参加の方々の名前を見てもみると、そうそうたる方々ばかりで、特に三重県議会、会津若松市議会のような、いわゆる議会改革のトップランナーに並んで、我が由布市

議会のことを話すなんていうのは、とてもとてもおこがましくて、特に由布市議会が目立った活躍をしているというわけではないので、非常に申し訳ないぐらいの気持ちで来たんですけれども、皆様のお耳汚しに何か一緒に考える材料にでもなればなというふうに思っております。

議会基本条例ということですが、我が由布市議会も議会基本条例を制定しております。可決したのはちょうど2年前の平成26年になります。ただ、由布市というのは、平成17年の「平成の大合併」でできた市です。市と言いましても、合併特例で「市」と名乗っているだけで、人口は3万5,000人という非常に小さな町単位です。議会も、由布市議会は今、定数が22名で、実質19名ですけれども、小さな議会です。

ただ、この由布市議会がこの基本条例を制定するにあたっては、結構早い段階から、合併と同時に議会基本条例というものをつくらなきゃいけないという意識はすごくありました。それは、由布市は小さな町の3町が対等合併してできた市です。挾間町、庄内町、湯布院町という小さな町が合併して、人口もほぼドングリの背比べみたいに同じような町が全くの対等合併をしているので、新しい自治体をつくるにあたっては、本当にゼロから一つ一つ積み上げてつくってきた町です。議会も同じで、定数特例ですとか在任特例を一切使わず、合併と同時に即選挙をして、定数も旧3町で46人いたところを一気に26人に減らして選挙をしました。

今までは町議会議員、私も旧町の町議会議員を1期だけやっていたんですけれども、今まで町議会議員だった人も再選したら市議会議員になったんですがそれまでの経験には関係なく、新しい市の新しい議会がスタートするとみんな1期議員で同期からスタートします。そういう意味で、議会の中での一つ一つの決め事も全く議員が対等な立場で、一つ一つ決めてきたというところがあります。例えば議会運営のやり方みたいなことも、今までの慣例とか前例というものが全くないわけですから、しかも3町それぞれみんな違うやり方をしていたのを、一つ一つ出し合って、どれがいいかというのを議員みんなで議論してきたというところがあって、新しい議会をつくるというところに立ち会えたのは、私はとてもおもしろい体験だったなというふうに思っています。

その中で、やっぱりいろいろなことを決めていく中で、新しい議会はどうかとか、議員というのはいかにあるべきかというような話をしていくうちに、議会基本条例というものも必要だという議論がありました。

合併直後から議会基本条例をつくることを前提に特別委員会をつくってやってきたんですけれども、最初はどういうふうにつくっていいかわからないので、お決まりのように、栗山町議会に視察に行ったり、三重県議会の条例を読んだり、先進事例を参考にしながら、

一文一文ずつ、一条ずつ議員が自分たちで書き上げてきたという経緯があります。25条にわたる条文なんですけれども、うちは全員が1期議員だったということもあり、それから会派がないんですね。小さな市の議会ですので、会派制度をとっていないので、何人かの議員が談合して集まって意見を通すというようなことがないので、本当に一人一人が自分で考えて発言をし、それを議長が中心になって、あるいは特別委員長が中心になってまとめ上げていったという議論があったので、非常に議論の中身は純粹だったと思います。

その条例自体はそんなにものすごく素晴らしいという話ではなく、先輩議会の先進事例のいいところ取りをしていったというところなんですけれども、この作業を通じて私が非常に感じたのは、議員一人一人の意識の差が非常に大きかったのが、例えば条文一項をつくる時に、基本条例をつくる議論の中で議員の意識が非常に高まっていった。例えば条文の文言を「～すると努めるものとする」にするのか、「～しなければならない」にするのかという議論だけでも、みんないろいろ喧々諤々言うわけですね。「それはもう努力義務ぐらいでいいだろう」って言ったり、「いやいや、それはもう義務づけなきゃいけない」とか、そんなことを一つ一つ話していくうちに、議員たちの意識がだいぶ変わってきていて、やっぱりいろいろなものを情報公開しなきゃいけないんだとか、報告会をやらなきゃいけないんだとかという意識が育ってきたんだなというふうに思っています。

大体50回ぐらい委員会を開催して条文をつくり上げてやってきたんですけども、最終的に今考えてみますと、栗山町議会に視察に行ったときに、今日来ていらっしゃる中尾さんに言われたんですけども、「自分たちのレベル以上の条例はつくれない」ということを非常に実感をしました。今、自分たちがやっている議会のレベルぐらいの条例じゃないと、無理してあれもこれもというようなことを入れても、結局、自分たちがそれに追いついていけないわけですから、今、自分たちがやっている、やれていることをまずはきちんと明文化をして、それを後退させないということの目的のために条文化しよう。当時由布市議会は、一問一答ですとか、あるいは陳情者・請願者を必ず委員会に呼んできて、意見陳述の場を設けるとか、もちろん賛否の公開ですとか、あるいは議会報告会も大分県内で初めて、先駆けて既にやっていたので、そういう今、自分たちがやっていることをきちんと明文化しようということからスタートしました。

あともうちょっと、もう半歩頑張ればできるかもしれないということも入れておきたいなということで、自由討議ですとか、あるいは反問権というのも条文には入れましたけど、まだなかなかこれは実際に活用されているという状況ではありません。というのが策定してきた経緯です。

課題はと言いますと、今、市議会が3期目に入っています。そうすると、2期と3期の

議員はその条例策定にかかわって、そういう議論をずっと積み上げてきていたんですけども、いま1期目で新人で入ってきた議員さんが、そのときの議論に加わっていないので、その意識の差がすごく大きくて、そういう議員さんたちと、議会基本条例をつくった経験のある議員との意識の差をどういうふうに埋めていくのかというのは、ちょっと課題になっています。

例えば議会報告会を定期的に義務づけているんですけども、新しく議員になられた方の中には「何でこんなことをしなきゃいけないんだ」というようなことをだいが言われたりしています。そこは、活用してやっていく中で、こういうことがどうして自分たちで条例の中に入れたのかということを知ってもらうようなことをしなければいけないのかなというのが一つあります。

あともう一つは、合併をした市の議会のジレンマというのもいろいろありまして、会派はないと言いましたけれども、実質は旧町ごとに議員が選出されているのが実態です。全市1区の選挙区なんですけど、結局、自分の票は、旧町の自分の居住区でしか票を取っていないので、そうなるとう布市全体の議論をしようと思っても、なかなかそういうわけにいかない。合併して10年経って、財政的な合併効果なんか全くないということが分かったので、ますます支援者は自分たちの地域から議員を出そうということに固執をしますの、そういう議員同士での地域間の差と、あと新人議員と経験している議員の差というのが、今非常に課題かなというふうに思っています。

とりあえず、このぐらいで。

(新川コーディネーター) どうもありがとうございました。議会基本条例、本当に重要な役割を果しているのですが、もう一方では、その議会が本当にそれをきちんと運用をし、将来につなげていけるか、難しい局面もあるというようなお話でした。これもまたちょうど金井先生から少しお話をいただければと思います。

それでは、新たに御登壇いただいたお三方では最後になりますけれども、議会基本条例先進県でいらっしゃいます、本県の三谷さんからこれまでの取り組み、そして課題のようなどころまで、自己紹介も含めて一言いただければと思います。よろしくお願いたします。

(三谷会長) 三重県議会の三谷哲央でございます。今日は、私ども第8回のシンポジウムに全国から大勢の皆さん方にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。高い席からですが、まず厚く御礼を申し上げたいと思います。

ただ、一つお願いがあるんですが、知事も少しお話をさせていただきましたが、三重県議会は年間を通して大勢の各地区の議会の皆さん方が視察だとか調査にお越しになるんですが、ややもすると三重県議会経由京都とか、三重県議会経由名古屋とか、そういう議会の皆さん方が非常に多くて、今日もここ四日市経由大阪とか、そういうことのないように、できれば地元でお泊りをいただき、たくさんおいしい物もございますので、ぜひお金も使っていただければなと、こう思っております。

目黒さんが平成7年当選の身とおっしゃいました。あれ、僕と一緒にだと思ったんで、平成7年当選組です。この平成7年というのは、三重県議会にとりましてはなかなかエポックの年でありまして、この頃、東京都議会の小池さんの問題で、久しくなりを潜めておったんですが、よくテレビに出るようになりました、あの北川さんが知事になったのも、この平成7年でありました。

三重県議会の議会改革というのは、先ほど金井先生から「改革派知事への対応という面もあった」という、そういうお話がございましたが、まさに、北川さんが改革派知事であったかどうかという議論は別にして、北川さんに対する対抗意識から三重県議会の改革というのは進んできたというのは、これは紛れもない事実であります。

当然、「ポピュリスト」という側面も色濃く持っておられた方でありまして、三重県の南まで新幹線を通すよというようなことをおっしゃりながら知事になられた方ですから、なかなか上手に住民の希望とか欲望というのをきちっとつかみ上げて選挙をやるという意味での選挙上手の面があったわけですが、そういう知事さんが非常に目立つ中で、議会の存在意義だとか存在価値だとか、存在そのものが非常に薄くなっていく、これに対して何とか三重県議会として、その存在価値というものを県民の皆様方にお示しをしなければいけないのではないかとということから、三重県議会の議会改革というのが始まりました。

いろいろなことを積み上げてきたわけですが、その一定の集大成として、今まで積み上げてきた改革そのものを絶対後戻りさせないよと、そういう意味で平成18年12月に、都道府県議会としては初めての議会基本条例というのをつくらせていただいたわけでありまして。

この議会基本条例をつくって、じゃあどう変わったのかという話になるんですが、いろいろなことが変わっています。一番大きな変化というのは、議会が通年になったということです。1年365日議会を開いているという基本的な形に到達をいたしました。また、当然、通年ということになれば、委員会の開催日数等々も増えまして、議会の審議そのものが非常に色濃く濃密なものになってきたということも事実でありまして、議会基本条例10

年ということで、今日も「おめでとうございます」と言われた方もあるんですが、基本条例というのはあくまでもツールですから、これを使ってどう議会を変えていくのかというのは、議員また議会の努力なり意志だと、こう思っていますから、議会基本条例ができたからいいという話では当然ありません。全国の議会を見ていると、議会基本条例をつくること自体が目的化している議会もたくさんありまして、今、全国で10年で600を超える議会が議会基本条例をつくったと言われておりますが、議会基本条例をつくったところで止まってしまったというような議会もたくさんあるわけでありまして。

そういう中で、今日、金井先生からいろいろなお話をいただきました。その中で金井先生はちょっと議員を持ち上げ過ぎているのかなという思いがあったんですが、代理者ではありません、住民の選挙で選ばれてきて、代理ではないし、代弁者ではないとおっしゃって、「代表だ！」と、こう言われるんですが、そこまで議員に期待されると、なかなかしんどくなってくるなという思いがありまして、「そこまで能力があれば議員なんかやるか！」という開き直りを持ちたくなるところもあるんですが、なかなかそこまでの高みには至らないということだろうと思います。しかし、それに向けて努力を積み上げていくということも大切でありまして、そのツールとしても議会基本条例を生かしていかなければいけないのかなと、そんな感じがしております。

先ほど三重県議会の予算審議についての御紹介がありました。私は、いろいろなところで同じことを何回も言っているんですが、予算審議というのは、大事なのは出口で、出口だけでも大事なんですね。予算案ができ上がって、それを議会でこれはどうだこうだという、最後の、もう3月議会ぐらいでやる。この議論も大事ですが、本当に大事なのはそれに至る、最初のスタートから議会の意思、議員が本当に、僕は代弁者でもいいと思うんですが、住民を代表する機関が議会ですから、代表として予算に議会の意思を反映させるということならば、一番最初に入り口のところでやはりしっかり議論をするということが大事だと、こう思っています。

三重県議会の場合は、つい先日ですが、来年度予算に向けての議論が本格的に始まっておりまして、まず執行部側から提示されるのは、来年度の予算の調製方針と経営方針、この二つが示されるわけです。これについての議論をいろいろやりまして、議会側の意見を執行部側にきちっとお伝えをして、それに基づいて今度は各予算の要求状況等々がまた議会に示されます。それについてまた議会が議論をして、その意向をその中に反映させて、最後に来年度の予算案というのが出てくるわけです。予算案が出てきてから、この中を変えようと思っても、なかなかそんなもん、変えられるものではありません。そういうことを考えるならば、やはり出口の議論も大事ですが、やはり入り口のところからしっかりと

議論を積み上げていく。そこで議会が、また議員が予算にしっかりコミットしていく、関わっていくという、そういう体制を是非つくっていただければ、金井先生からの御懸念の一部は解消するのかなと、このようにも思っておるところです。

いずれにしても、金井先生のおっしゃるように、議員の活動等も含めて全部公表せいと、こう言われても、選挙する身としては、対抗する相手に自分の活動内容を全部オープンにするというのは、そんな勇氣は当然ありませんし、代弁者だとか代理だとかそしられようとも、まず選挙に当選してこないことには代理にもなれないということでございますから、選挙する人間としては、なかなか難しい御注文をいただいたなというのが率直な感想です。以上です。

(新川コーディネーター) どうもありがとうございました。金井先生のお話に答えつつ、しかし、難しいところもあるよねというようなお話もいただきました。おそらく金井先生からは、それも含めていろいろおっしゃりたいこと、また山ほどおありかと思いますが、お三方のお話を聞かれて、少しコメントをいただければと思います。

本当に、会津若松市では、これでいいんですかというような議論もあるかもしれません。由布市では、なかなかやはり合併のことや、あるいは新しい議員さんにつくった当時の方々の思いというのがなかなか伝わらないというような、これも金井先生から、ツールだけになってしまっているんじゃないのかという、そういう御意見もありました。このあたりも何かコメントがあるかもしれません。そして、三谷さんからは、本県の予算や、あるいは「代表」ということについてもお話をいただきました。

さて、金井先生、いかがでしょうか。

(金井教授) いろいろそれぞれに大変貴重なお話を伺えたかなと思っています。何と言っても、会津若松市と三重県議会というのは、議会改革の言わばモデルをつくってきたところでありまして、そういう意味で非常にそれぞれに重い内容だろうというふうに思っていますし、それから、由布市はもちろん、まちづくりで大変有名なところでありましたから、その営み自体は非常に重要だと思っています。

目黒議長と小林さんのお話から言っても、やっぱり議会の中のまず、運動というのが、これはどうしても議会改革をやる時の一つの大きなハードルと言うべきか、一番重要な合意形成の場になるということです。「2：6：2の運動論」というのは、議会の中にもあるし、由布市で言えば旧3町の地盤的なものと、それからもう一つは、議会基本条例をつくった人と、それから新しく来た人の中での経験と言いますか、つくった違いというの

が出てきている。そういう中での問題ということがあります。

そういう意味で、やっぱり議会の最大の強みは、大人数がいるからです。三谷さんがおっしゃったように、それぞれが個別の代理であっても、「三人寄れば文殊の知恵」じゃないですが、いっぱい集まると結局相互に打ち消し合うという意味があります。首長は一人で暴走することはできるけれども、議員は全員暴走するとお互いにぶつかり合うので暴走しないという、そういう特徴があるのです。議員はたくさんいるというのが利点なんですけれども、逆に言うと、改革をするときには動かない人がいるとか、足を引っ張る人がいるとか、となります。6をどうやってまず取り込むのかということが最初の大事になります。1年生は何も分かっていないみたいな、何か中学や高校の部活の先輩の話を聞いたような話です。議会の中の問題がどうしてもクローズアップされるということですよ。

これは、議会のいいところであるとともに悪いところで、逆に言うと、それがじゃあ住民まで伝わるのかと言うと、なかなかそうはいかない。住民まで伝わってれば、1期生だって当然分かっているはずである。そういうことで、どうしてもまず議会の中を固めなきゃいけない。ここが議会改革の今ももどかしいところです。改革をしようと思えば思うほど中をちゃんと固めなきゃいけないけれども、そのエネルギーが住民のほうまで行くかどうかと言うと、疲れちゃうというところが、これは議会改革の非常に辛いところですね。

ポピュリスト首長のほうは、自分の中身を固める必要はない。部下は人事権で脅せばいいだけですから、気に入らないやつは飛ばす。議員は気に入らないやつを飛ばすということではできませんから、まず中の合意を図るところでエネルギーを使ってしまう。ところが、ポピュリスト首長は外にいくらでも働きかける暇があるというところが、まさに暴走しやすいけれども、やりやすいというところです。多分ここが一番大事なところかなというふうに思っています。

三谷さんのお話は、まさに北川さんとの対抗の中から出てきて、おそらくこれが一番いい意味で作用したのではないかなというふうに思っています。北川さんは、ポピュリスト首長になりそうな資質を持った人だったかもしれませんが、まともに何とか2期で終わって、早稲田大学の教授で全うしたというのは、多分三重県議会の改革のおかげだろうというふうに思っています。それがなければ、地域政党とかがつくて、変なことになっていたかもしれません。そういう意味では、やっぱり議会改革というのは、首長の資質を確保するためにも大変意味があったのではないかなというふうに思います。

逆に言うと、長野県は、そこが多分うまくいかなかったのは、政争になってしまったことだと思うんですね。だから、田中康夫を知事の座から追い出すという話で終わってしまった。あれがもうちょっと議会改革のほうにつながっていけば、もっと意味があったんじ

やないかなというふうに、ちょっと残念だったなというふうに思っています。

いずれにしろ、議会改革は、まず議員同士の間での合意形成と言いますか戦いがあり、それから首長との間での戦いということが非常に重要なことというふうに思っています。

そういう意味では、会津若松市と由布市は、首長との関係はどうだったのかなというのは、ちょっと後で聞いてみたいなんて思ったりもしています。由布市は、湯布院町時代には町長が強かったんですが、それが合併の経緯のときに何だかよく分からない話になっちゃったという事件もあったと聞いています。会津若松市は、これまた比較的有名な市長だったと思います。市長との関係も一つ重要なテーマかなというふうに思いながら、お話を伺っていたというところであります。

まあ、こんな感じです。

(新川コーディネーター) ありがとうございます。議会の内と外、その中でどういう議会改革を進められるのか、また住民の皆さん方にどう理解をいただくのか、極めて難しいところ。それから、もう一つ示唆的だったのは、議会がよくなると首長もよくなる。北川さんが辞めたのがよくなった結果かどうか、僕はよく分かりませんが、とにかく、どちらか一方だけが頑張るということではなくて、二元代表制ですから両方がしっかりやってくれないと、地方自治というのは回っていかないということだろうというふうに思っています。

さて、その中で御質問もいただきました。会津若松では、市長さんとの関係ではどうだったんだろうか。そして、本当に議会改革というのが市政そのものをよくしていくことにどうつながっていったんだろうか。もう一方では、それは議会改革のどういうところが、また議会基本条例に基づく改革のどういうところが役に立ったんだろうか。

先ほど最初の一巡目では、目黒さんには少し遠慮をしていただいて、お話をしていただけませんでしたので、会津若松市の議会改革の成果、それを市長さんとの関係も含めた、あるいは市政の政策刷新のようなところも含めて、少しお話しただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

(目黒議長) 分かりました。

今、お話を伺いまして、会津若松市議会の議会改革の勢いが衰えない強みというのが今ちょっと分かりました。というのは、我々は議会改革が内発的なもので、自発的なものだったからなんですね。というのは、私もその仕掛け人の一人です。私が全部やっているなんて、決してそんなことは言いません。仕掛け人の一人なんですけど、先ほど言いました、

平成7年最初の当選です。そのときに、議会に自分が入ってみて、素朴な疑問が沸き起こりました。「議論と言いながら、議論してないじゃないか」。これ、中尾さん、しょっちゅう言いますけど、議員はただ質問するだけの人で、手足の出ないサンドバックに質問という形でパンチを浴びせているだけで、議論してませんね。

それから、その前に議長選挙があります。選挙の後、2、3週間後ですが、そのときに思ったのは、1期ですから、知り合いの先輩議員から、候補者が2人、3人立てば、「目黒君、を頼むぞ」と、それだけの話ですね。そうすると、自分が議員に受かるために市議会議員は1週間ですけど、町中にポスターを張り、自分の名前を連呼し、中には政策を訴える人もいますけど、そういう格好で少なくとも自分を披歴して当選したのが、いざ当選した後、議長選挙、副議長選挙、全く1期生なんかの目の見えないところで、水面下で決められている。おかしいなとは思ったんですね。素朴な疑問です。しかし、年数が経てば、議会ってこんなもんなんだというふうになるようになってしまったわけでございます。

しかし、私、三谷さんと違うところは、勘違いをして、平成15年に2期やった後、県議選に立候補いたしまして、言い訳しますけど、僅差で負けてしましまして、4年間言わば政治家ではなくなった。実は県会議員というイメージが湧かないまま、周りから推されて出てしまったようなことがあって、やっぱりイメージの湧かないことを人間は仕事をすべきでないですね。そこで、再度もう一回市議会議員で住民のために頑張ろうということで、なったわけですね。それが平成19年でございます。それで、当選させていただきました。

またすぐ、会派を構成して議長選挙になりますが、そのときに私は30人の定数の中で当時4人の会派だったんですが、ほかの会派から議長に立候補するという噂話が出ます。そのときに、うちの会派の当時会長が、その噂された人には任せておけない。俺が出るって言い始めたわけですね。そんなわけで、勝ち目がないのに困ったのと、私は幹事長的立場だったので思ったんですが、3、4日経っても考えが変わらないので、そのとき私がうちの会長に言ったのは、「何で議長選挙に出たいのか、自分の所信をペーパーに書いてくれ」ということで、書いてもらいました。書いてもらってから、多少会派で添削して、各会派を全部回りました。そうしたら、予期せぬことが起きたのは、3、4日経ったらば、もうそのときはすでに最大会派と2番目の会派で議長・副議長も大概決まっていたんですが、そちらからも所信がペーパーで返ってきたわけです。それで私は「しめた！」と思いました。これで改革のバックギアは利かなくなったぞと。

だから、誰が議長になろうと、要するに文面はありふれたように「公正・公平な」、あるいは「開かれた議会運営をします」とか、あるいは当時、議会基本条例じゃなくて、私のいなかった2年間に1村1町と合併して、その時議員同士のセクハラ事件みたいなもの

があって、議員倫理条例をつくりましょうという動きがあって、それが改選後の持ち越しになっていたんですね。だから、その「議員倫理条例制定も尽力します」みたいなことは、三者三様に表現は違いますが書いてきたので、それで私は「しめた！」と思ったわけですね。それは平成19年の話で、翌年、平成20年の6月定例会で、もんで1年間の集中審議で、そこに市民委員も入れまして、議会基本条例と倫理条例、二つの条例ができ上がったわけでございます。

そのキックオフセミナーということで、当時、北大名誉教授の神原先生にセミナーに来ていただいて、神原先生が、「議員間討議をしなければだめでしょ」というような話もしていただいて、そのときに私が1期目の素朴な疑問を思い出して、「あ、やっぱりあの素朴な疑問は間違いじゃなかったんだな」と改めて思いました。けども、そのときは議員間討議、議員同士の自由討議ですね、どうやっていいかは全然分かりませんでした。

うちが例えば由布市とか栗山町と違うのは、事前にそういう動きがあって、本格的な議会改革が始まったんじゃないくて、議長選を契機にそれぞれの候補が所信を示しましたので、そこから大急ぎでさまざまな事例を研究し、さらにそこには市民委員も入れるというのは、前期に議員倫理条例をつくる時に、それは議員だけで委員会をつくったらしいんですが、プライドと意地の強い議員ばかり集まると、やっぱり議論が膠着になるとなかなか引かない。そこにうちの議会事務局の職員に知恵者がいて、それを解くにはやっぱり市民委員（外部委員）を入れたほうがいいと。それで市民委員と、あと福島県の福島大学行政政策学類がありますので、その知見者を入れて、それで約半年、20数回の集中審議の中で議案が練られていったというようなことでございます。

そのときに、知見者を入れてよかったと思ったのは、やはりその福大の松野先生という方なんですけど、その方は割と地域おこしなんかにも一家言持っておられる先生で、これはさっき控室の話でもありましたけど、まさに多様な市民がいるわけですから、自分が一人で「市民の代表者だ」なんて思わなくていいと。それぞれの利害関係を持って、そこでお互いにぶつかり合う中で、話し合いの中で、例えば政策の優先順位を決めていくのが、それが「議会」なんだというような、そういう話もされましたので、うちの議会基本条例には、前文も含めて多様な市民意見の反映だというのが幾つも書いてあります。それを議論するのが「議会」だというようなことがありましたので、そういった意味でも、入っていただいてよかったのかなというふうに思います。

とりあえずこのへんで。

（新川コーディネーター） ありがとうございました。

今、目黒さんからは、会津若松市でこういう改革を進めてきたのが市長さんと言うよりは、議会のむしろ内部での問題意識、危機意識、場合によっては、所信表明からスイッチが入ったみたいですが、そういうのも意外に大事だなと思いつつお話を聞いていました。

併せて、議会の審議の中で、議会内部で議論をする、これも当然「住民代表」ですから、それぞれにいろいろな利益を背負ってきておられるわけですが、同時にそこにまた多様な市民の方々にも入っていただく、あるいは外のネットワーク、外部の専門家にも入っていただくような形で、いろいろ補強をしていかれる、これも大事なかなというふうに改めて思いつつ聞いていました。

さて、こういうふうにそれぞれの議会の中でどういうふうに住民の皆さん方のお考え、あるいはさまざまな希望というのをどうまとめていくのか、そしてそれをどう議会での審議に反映をさせ、そして意思決定機関としての住民代表機関（議会）がどういうふうに決定をしていくのか、これはポイントなんです、そうした議会でのある種の議論の仕方の工夫というのは、いろいろと各議会でされているかと思いつつ。

さて、小林さんに少しお伺いしたかったのは、合併をされてなかなか難しいところもあるんだけど、でも、議会基本条例である種、議員さん方の中でそれぞれにそうした議会のあり方についての共通項ができています。それはどんなふうに生かされていたのか、あるいはそれがどういうところでうまくいかないところもあるのか、もしそんなところを御紹介いただければありがたいんですが。議会内での議論の仕方とか審議とかで、もしお気づきの点があればお教えてください。

（小林議員）うちの議会は、一番特徴的なのは、会派がないことなんですね。旧町の小さな町の3町議会が一緒になったので、もともと国政政党による政党内会派みたいなものがなかったので、会派制度がほとんど取られていない。一応会派を名乗ってもいいですよと言っているんですけども、共産党議員さんと公明党議員さんが1人で名乗っているだけなので、実質、会派ごとに議員が集まったりすることがまずないんですね。

となると、何で大体集まるかと言うと、委員会ごとに結束力が高いというのはあります。委員会ごとでいろいろ議論したり、委員会ごとの意見をまとめていったりということと、あともう一つは、これはよし悪しなんです、旧3町出身議員ごとに集まるということが非常に強く、会派の代わりに旧町ごとの議員同士のネゴシエーションみたいなものは激しいです。

ただ、由布市は委員会の中での議論が非常に活発で、会派がもともとないですから、も

ういきなり議員が委員会の中で自分の意見を言いながら賛否を決めていったりするということで、非常に委員会の中での議論は自由に、フラットなところで割とすごく活発で、いろいろ言い合っています。

それから、先ほど首長との関係もあったんですけども、うちの首長は、合併当時に旧3町の町長が3人で三つどもえの選挙をして、一番人口の少ない地域の町長さんが市長になっているという人で、この11年間、市長はとにかく3町平等に均等に同じように扱うことばかりに腐心をしてきた市長でして、自分が庄内町出身だから、副市長や教育長は湯布院町と挟間町の人にしようとか、何かと人事案件も全部3町のバランスを取りつつ。だから、議会に対しても、3町の議員がそれぞれ自分たちの地域に予算をつけるだとか、いろいろ言うことに対して、とにかく、とにかく、平等に、平等に、穏やかに、穏やかに調整をし続けてきた市長です。

その中で、割と議会がいろいろやっているのは、首長とはあんまり議会そのものは対立的な関係でもなければ、追随しているわけでもないんですが、むしろ議会同士で3町議員同士が予算の分捕り合戦をするときに、うちの議会がよくやるのは、予算審議もそうですけれども、付帯意見をいっぱいつけるんですね。本来は、表決に条件をつけてはいけないということなんですが、一応委員会審議の報告という形を取りながら、いろいろと付帯意見をつけます。例えばこの予算については、これこれ、こういうことが整わない限りは執行は凍結しろだとか、こういうことが明らかになるまでは予算を執行するな、みたいな意見までつけちゃうんです。そういうことに対して、割とうちの市長は、議会にすごく気を使うので、そのとおりにやってくれるので、実質、予算を否決や減額をしたことはないんですけども。予算を否決したり、予算を減額可決したことはないんですけど、実質、議会の条件が整うまでは予算を執行しなかったり、あるいはもうその年、予算を落としたりというようなことをやったりしています。

それから、ちょっとずれて来ちゃったんですが、先ほど、議会内部の議論に一生懸命で、中を固めることを一生懸命やっているけど、それが住民にどう伝わっているのかということころは非常に悩ましくてという話がありましたが、議会内部の議論をやって、議会基本条例をつくって、ある程度意識も高まって、議会改革をやりましょう、やりましょうっていうことを実際に住民に伝えても、住民がそれを望んでいるのかということころは、非常に温度差を感じます。特に田舎の小さな町の議会で議員に求めるものというのは、議会改革して欲しいとか政策提言して欲しいとかということよりも、自分の地区にお金を落として欲しいとか、道路をよくして欲しいとか、そういうことがほとんどです。

うちの市議会議員選挙は投票率が78%と非常に高いのは、要するにしがらんでいるからな

んですね。地域代表で地域の要望を議会でもらいたいからという、そういう構造の議会の中で、「議会改革をします！」とかいろいろ言っても、「ああ、そりゃやっちょくれ（勝手にやっておいてくれ）」っていう話で、「それより、うちの地区にどれだけ予算をつけてくれるの？」みたいなことのほうが、住民の議員に対する関心は高いんですよね。その温度差を非常に感じます。

一つ例を挙げさせていただくと、今日ちょっとお配りさせてもらっているんですが、うちの由布市議会の基本条例の中に、議員定数についての条文を書き込みました。これは本当に時間をかけて、私たちはものすごく苦労して書き上げた条文なので、私は大変この条文を自負しているんですが、御多分に漏れず由布市議会も「議員定数を削減しろ！削減しろ！」というすごい削減要望の嵐で、住民からいろいろなところから、「議員定数を減らせ、減らせ」と言われ続けてきていました。

それに対して議員定数をどう考えたらいいのかということ、議会基本条例の中に書き込んだんですね。そのときに、この配ってある一番下なんですけど、第 19 条の 2 「議員定数の改定に当たっては、行財政改革の視点及び効率的かつ能率的な議会運営の視点のみならず、次に掲げる各号を考慮して定める。」ということで 6 項目挙げています。

- (1) 人口のみを定数の根拠とはせず、市民の代表性が十分に確保される人数であること。
- (2) 由布市の持つ地理的及び地域的特性を十分に反映させられる人数であること。
- (3) 由布市の面積要件を考慮した人数であること。

あと、(4)と(5)なんですけど、特に常任委員会の中で多様な民意を反映した議論が成り立つ適正人数を要すること。常任委員会における採決時の賛成反対それぞれが十分に成り立つに必要な最低委員数が確保されること。これはちょっと苦労して入れました。今、うちは 3 常任委員会制度なんですけれども、1 委員会の中で賛否をとったときに、やっぱり賛成反対が拮抗したときに、せめて 3 対 4 ぐらいの数は必要だということで、1 委員会 7 人は絶対必要だと。7 人 × 3 委員会 で 21 人、+ 議長で 22 人だということを根拠に言うために、この条文を書き込んだんですね。

そういうことを議会の中で非常に議論をしていて、この時いた議員たちはほとんどこの論を自分たちで言えるようになったんですけど、それを実際に市民の前に出て行って、これこれこうなので議員定数は 22 人で行きますって言ったら、ものすごいバッシングをやっぱり受けるんですよね。やっぱりそういう、議会の中で自分たちが、自分たちの目指すべき議員像や議会像を話し合っていることと、それが実際に市民から望まれているのかということの、ものすごく大きなやっぱりギャップを感じてしまうので、議会改革をすればするほど票を減らすというのに、今非常に悩んでいるところです。

(新川コーディネーター) どうもありがとうございました。

小林さんからは、ずっと議会改革を一生懸命やればやるほど支持が減っていくんですねという話を控室でもされていて、「う~ん」と思いながら聞いていたのですけれども、こうした議会改革、あるいは議会が頑張っているということを本当に住民の皆さん方にどういうふうに理解していただくのか、極めて難しいところがあると思います。

加えて、三重県のように、ある意味では都道府県という広域自治体で、しかも一般的な言い方で言えば中二階にある、そういうところでの議会改革、これは本当に県民の皆様方からどういうふうに見えているのか、そしてそれに応えるような議会改革になっているのか、そしてそれはまたただ単に対首長ということではなくて、本当に三重県政の発展に向けてどういう形で有効な議会改革になっているのか、先ほどの三谷さんの予算決算常任委員会、これは本当にすばらしいなと思いながらお話を聞いていたんですが、本当に予算の議論もスタートからするとすれば、その前の決算の話はどうなっているんだろうか、予算と決算はどんなふうによく絡んでいるんだろうか、あるいは実際に予算というのは執行されて意味がありますから、執行段階の監視はどうなっているんだろうか、いろいろ聞きたいことはたくさんあるのですが、限られた時間です。もし議会でのこれまでの改革の進め方の中でお気づきの点があれば、そしてまた県民の皆さん方との関係、そしてその後の知事さん、執行機関との関係、このあたりで、もしお気づきの点があればお伺いできればと思いますが、三谷さん、いかがでしょうか。

(三谷会長) 先ほど小林さんのほうから、「うちの議会は会派がない」というお話があったんですが、三重県議会はそれぞれ会派がございます。都道府県議会はどこでもそうなんですが、ある意味、政党化が進んでいる部分もありまして、会派というのがあるんです。この会派というのは、じゃあ非常に有害なものなのか、有害無益なものなのかということになると、これまた少し議論が違いまして、三重県議会の場合は、議会基本条例の中に「会派」というものをしっかりと書き込んで位置づけをしています。

じゃ、会派の役割は何だということになりますと、議会の意思をまとめ上げる、そのときに会派としてしっかり働いてくださいねというのが、議会基本条例の中で書き込んだ「会派」の位置づけなんです。つまり、いろいろな課題・問題があって、議会全体でいろいろ議論をしても、なかなかそれがすぐにはまとまらない。それぞれ会派に持ち帰って、しっかり議論をしていただいた上でもう一度またそれを持ち寄って議論をし、それを何度か会派と行き来しながら、最後は一つの議会の意思にまとめ上げていくということの役割

を会派に求めておるわけでありませう。

議会というのは、御案内のとおり議員個々がいろいろなことを言ってもあんまり意味がないんですよ。一般質問等、これは非常に大事ですけども、そういうところで議員がそれぞれ首長に対して、あれをやって欲しい、これをやって欲しい、これはどうなっているかとか言っても、執行部のほうからすれば、そんな質問というのはあんまり痛くもかゆくもなく、自分の都合のいいところだけつまみ食いをして、やるときには「これは議会からもこういうお声がありましたからやらせていただきます」という補強材料と言うか、合理化するために材料に使われる。しかし、これが議会全体の意思として一つにまとめ上げて執行部のほうに出せば、これはもう絶対に無視ができないわけですし、やはり議会の意思を一つにどうまとめ上げていくかというのが、やはり議会改革の一つの目的だということでもあります。

そういう意味で、いろいろな仕掛けを三重県議会の場合はやっております、それぞれの、例えば決算もそうですし、それから先ほど言いました予算もそうですが、その節目、節目で議会で議論をして、議会の意思を一つにまとめて、予算決算常任委員長であったり、また議長であったり、それが執行部のほうに議会全体の意思として申し入れをするということを繰り返してきている。そういう仕組みをつくってきました。

先ほど、首長と議会との関係、議会改革を進めてどうだったかというお話なんです、三重県議会が議会基本条例をつくるときに、最大の抵抗は議会の中もいろいろ御意見がありましたけれども、当時の知事さんが一番反対をしたということなんです。北川さんの後、野呂さんという知事でございまして、この方がやはり最大の抵抗勢力であります。

何をもちて反対されたかと言いますと、それ以前に三重県議会の議会改革の議論の中で、新しい議会側の政策形成システムをつくらうじゃないかということで、議会が予算の方向性というのを明確に示して、それに基づいて執行部側で予算を組んでいただいて、それがその方向性に従ったような予算なのかどうかというのをチェックし、さらにその目的に沿って執行されているかということを確認・評価して、その評価を翌年度の議会側の意思として、来年度はこういう予算をつくりなさいよという、そういう政策の方向をまた明示していくという、議会側での政策のサイクルというものを考えていたわけで、そのことに対する警戒心が非常に強くて、議会基本条例みたいなものをつくると、知事の権限を侵すのではないかと、統括代表権を持つ知事の権限を侵すのではないかと、そういう思い込みをお持ちになっておりました。

当時、議会基本条例の議論が始まったときに、今日と同じようなシンポジウムをやったんですが、そのときの基調講演が東大の大森彌先生でした。大森先生が来られたとき、今

日の鈴木知事と同じように来賓として野呂知事が来て御挨拶をされたんですが、「こんな議会基本条例みたいなもんはけしからん！」と言わんばかりの御挨拶をされて帰っていかれたというのを覚えておるところであります。それとまた、議会基本条例の最高法規性でどこまで及ぶんだとか、とりわけ抵抗されたのが、議会基本条例の中に附属機関の設置をうたっていたんです。これはやはり自治法違反ではないかということのを盛んに言われて、私どもは、自治法に議会が附属機関を設置してはいけないということが書かれていませんから、当時の学説の主流とは違いますけども、書かれていないことはやってもいいだろうということで書き込んで、現実これを進めているわけですが、当時はそれが最大の一つの課題となって抵抗されたということのを今も覚えております。そういうふうな関係の中で、三重県の議会基本条例というのはできてきたということでございます。

議会基本条例をつくって、そしてその後、さまざまなそれを利用した政策の形成に向けての議会としての活動というのがあるわけですが、なかなか市町の議会と、先ほどおっしゃったような広域自治体議会というのは少し対応が違うところが確かにあります。例えば議会報告会というのがなかなか思うような形ではできないとか、そういうのはありますが、基本の部分、例えば委員会の審議でどうやるかとか、本会議での審議の仕方はどうだとか、こういうところは非常に共通しているところがたくさんあると思いますので、この後また御意見を聞きながら進めさせていただきたいと思います。以上です。

(新川コーディネーター) どうもありがとうございました。

本県の議会基本条例ができるまで、私も少し覚えておりますけれども、当時の知事さんと随分議論があって、そもそも「二元代表制」という言葉自体とても気に入らなかったというような、そんな表現をしておられたのをちょっと覚えております。もちろん、具体的にはやはり予算調製権であるとか、あるいは附属機関の設置であるとか、具体的な項目もあることはありますし、政策的に議会がどこまで関与できるのかという、そういう議論がありました。ですが、議事機関、議決機関ということになっておりますので、その最高性はどうにもひっくり返しようがなく、結局、議会の御意思が通っていくという、そういうところがあつたかなというふうに、改めて思い出しながら今お話を聞いていました。

もちろん、その中でもいろいろな課題がないわけではありません。むしろ、こういう議会改革というのをやればやるほど、今お話がありましたように、本当に議会としてどういうふうに意思をきちんとまとめていくのか、意思決定の機関というのは、意思決定ができなければ本当に何の役割も果していないということになります。あくまでも住民代表は住民代表機関としての議会が代表だということになります。そういう住民代表機関としての

役割をどう果していくのか。ただし、そのためには議会がしっかりと議論をし、そして議論をまとめていく。しかも、住民の代表であり続ける、住民の意思というのをきちんと代表し続けるということが、同時に問われているということでもあります。

そのため議会内をどういうふうに整備をするのか、また、市民との関係を、住民との関係をどうつくっていくのか、こういうことにしっかりと取り組んでいかなければならないですし、そのときの取り組み方として、金井先生からは、一つは従来型の議会改革ということではなくて、むしろ議会としての本来の活動というのをしっかりとやっていく、そのために議論をするところと、それからもう一つは、権限をふるうところ、今日は予算のところの話をしていただきましたけれども、そういうところをしっかりとしていく。しかも、議員さん方の、あるいは議会のさまざまな不信や問題を払拭するためにも、ぜひ活動記録をというようなお話もいただきました。代表のあり方のような根本的な議論もありますけれども、同時に今後の議会改革としてやるべきところはまだまだたくさんありそうです。

そろそろ与えられた時間が終わりそうになってきましたので、少し壇上だけで議論するのはここで一旦最後にしたいと思いますが、まずはお三方、壇上のそれぞれの議会改革に取り組んでおられる方々から、これから何をやっていこうか、これからの議会改革、あるいは議会基本条例を通じてどんな新しいことをやってみようか、そのあたり、課題でも結構ですし、こんなことを考えていますでも結構です。ぜひ一言いただければと思います。

そして、最後にそれを踏まえて、今日の議論全体にかかわっても結構ですが、金井先生からまた少し辛口のコメントをいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。あんまり辛くするとまた何か石が飛んできそうなところになりますので、そこは適当におもんばかって、おもんばかるとまずいのかもしれませんが、よろしく願いしたいと思います。

それではまた恐縮ですが、目黒さんから、今後の課題のようなこと、あるいはこんなところを今困っているのだからこんなふうになりたいとか、何かありましたらお願いします。

(目黒議長) 2点申し上げたいと思います。

一つは、議会の大きな役割として、ちょっと上から目線的な言い方ですけども、「主権者教育」というのがあろうかと思えます。100年ほど前のアメリカかイギリスの政治学者が、「地方自治は、民主主義の学校である」というようなことを言われましたが、そういった意味では、今あちらこちらで議会改革が進んでおります。市民との意見交換会等々をやっている方は分かっていらっしゃると思いますが、そこでは執行部と議会の区別もつかないような市民からさまざまな要望も出ます。そのときにどういう対応をされているで

しょうか。

今、実は私、日本生産性本部主催で山梨学院大学の江藤先生が座長となっています研究会、年6回ぐらいやるんですけど、そこにも私は参加をしているんですが、その中でこの間、それこそ北川先生から、これから重要なのは、予算編成だ何だかんだの、いわゆるインプットを当局がしますよね。それに対してどうアウトプット、アウトカム、そっちに導いて、政治が住民のためになっているのかと言うか、そのこともきちんと議会の中で論議していかなければならないというふうに言われて、なるほどなあというふうに思いました。

アウトプットもアウトカムもどちらも「成果」というような意味なんですけど、ただ、ものができたばかりじゃなくて、そのできたものによってどう住民生活の安寧と言うか、道路一つ取れば、それがどう利便性が増したかとか、あるいは道路が安全になって交通事故が減ったかとか、そういったところまで論議して、言わば決算審議、予算審議をしなくちゃならないなというふうに思っているわけでございます。そういった意味で、それを住民のほうにどう伝えていくのか、そんなことが「主権者教育」というところで求められていると思います。

ちなみに、今、自治日報という新聞がありますよね、「日報」と言いながら日刊紙じゃないんですけど、あそこで12月に「議会」というコラムで、今ちょっと私、執筆依頼されていますので、できればそれなんかも私の考えを後でご覧になっていただければというふうに思っております。

それで、実は、最後に言うのもなんですけども、私、パネルディスカッションのパネラーって不得意で、なぜかと言うと時間制限はされるし、自分の熱を帯びてしゃべりたいんだけど、途中で次の人にバトンタッチしなきゃならないし、正直言って不得意なんですけど、できれば1時間半ぐらいは…。熱をもって私はずっといつもしゃべっていますから、したいんですけど、今日はそうもいきませんので、今日の私の言い足りないところは、お手元の「会津若松の議会改革」というこの小冊子と、これは10月号に同じく自治体関係者向けの毎日新聞の発行している毎日フォーラムというところでの短文がありますので、また後からご覧になっていただきたいというふうに思っております。

じゃあ、そんなところで。私、すごく遠慮しております。

(新川コーディネーター) ありがとうございます。すごく遠慮していただいたんですが、でも、熱意は伝わったかと思しますので、ぜひお手元の冊子を読んでいただければというふうに思います。

でも、大事な点をいただきました。特に「主権者教育」という言い方をされましたが、

「市民教育」というのは、何よりも民主主義の政治制度がちゃんと働くかどうかの基本ですし、同時に民主主義の仕組みの本来の目的も市民教育（市民の民主的成熟）にあるというふうに考えていただければ、努力のしがいもあるぞというふうに考えていくこともできるのではないかとこのように思いますし…。

（目黒議長） あ、すいません！先ほどのこの「会津若松の議会改革」の中は、今年9月1日に全戸配布した、言ってみれば議会の取り扱い説明書、『見て知って参加するための手引書』というのを改訂版を発行して、それからコピーしたものでございます。中で、特に10ページには、市民との意見交換会の中で出た意見を、それを議会でもんで当局に提案して、このような、まさにアウトプット・アウトカムになりましたという、そういう事例。それから、11、12ページには、請願陳情ですね。これも採択して、それが政策に反映されました。これは本当に数例しかありませんが、こんなことで議会の役割とか存在感も訴えていると。これも「主権者教育」のある面では一端かなと、そんなことも付け加えさせていただきます。

（新川コーディネーター） ありがとうございます。

「主権者教育」「市民教育」をしっかりやっているぞと、そういう証拠になるかもしれません。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、小林さんからいろいろ課題もいただきました。今後どんな進め方をされるのかというようなことも含めて、もしお考えがありましたらいただければと思います。今日の感想でも結構ですが、よろしくお願いします。

（小林議員） 議会改革をすればするほど票を減らすとか、新人議員がなかなか意識があげられないとか、愚痴ばかり言っちゃって申し訳なかったんですけど、ただ、それでもやっぱり議会基本条例をつくってきたことそのものにも意味があると思いますし、それから、今後のこの条例に使い方については、三谷さんも言われましたが、条例ができたからゴールではなくて、これを今後どう使っていくか、そのときにいろいろ苦労しながらやっていくことが大事なんだなと思います。

一つは、やっぱり明文化して条例にしているということは、市民とのお約束ですから後退させない。今まで例えば議会報告会ですとか、一問一答ですとか、情報公開ですとかということを、条例に書いているんだからやろうということで、後退させないという効果は絶対に一つあると思います。

それからもう一つは、新人議員がなかなか分かってくれないと言ってますけど、やっぱりやっていくしかないと思っているんですね。議会報告会も「何でこんなことやらなきゃいけないんだ」とか、もう最近に参加する人もいつも決まっていて、「同じ人が同じことばかり言う」なんていうことを言われますけど、それでもやめない。うちも実は来週、市民との意見交換会をやるんですけど、だったら今度はワークショップ方式でやろうと。いつも同じ人が発言するんじゃなくて、グループ別に分かれてテーブルに座ってもらって意見を出すやり方をやろうとか、そんなようなことをやろうとしています。その議会基本条例でやったことをどういうふうに運用していくかというところを苦労することが、やっぱりその議員たちの意識改革にもなるし、住民にも伝わっていくのかなと。

それともう一つは、やっぱり議会基本条例をつくる時もそうですし、こういう三重県議会、会津若松、栗山のような先進自治体があります。先進議会を真似て、その立派なところを見るのはいいんですけども、ただ、その立派な条例を自分たちの町に持ってくればそれでいいかということでは決してないと思うんです。ですから、それは「三重県議会とか会津若松ではできるかもしれないけど、うちでそんなことを書いたって…」というようなところは、やっぱりそこは自分たちの町をしっかり見つめて、例えば議員も、この議会基本条例に書いて、議員とはこうあるべきだと理想的なことを書きますけれども、自分たちで書きながら、私は一方で、議員が誰しもかれしも、いわゆる改革派の立派な意識を持った高い議員ばかりであるわけではないですし、ある必要もないと思っているんですね。

さっきも言いましたけど、うちのような小さな町は、やっぱり市民が議員に期待することと言えば、自分たちの地区に道路をひいて欲しいとか、補助金を出して欲しい、そういう要望を持ってくることも、その議員にとっては一つの大きな仕事なわけですから、それを否定して、「いや、議員というのは個別の利害だけを言うんじゃなくて、市全体を考える」とか、そういうようなことを言っても、ちょっとうちの町の議会のあり方にはそぐわない。ただ、そのときにどうしたらいいかと言ったときに、自分の地域に道路をひくことが、その個別利害がどう市全体の利益につながっていくのかというところを、きちんと議会の中で議員同士が自分たちで議論することだと思うんですね。それを返すこと。

例えば今回地震があったんですけども、今まで湯布院観光がありますから、観光関係に予算をつけるという観光関係議員の声が大きかった。でも、やっぱりそういうことに対する湯布院地域以外の議員からの反発もあったんですけども、今回、地震で全く観光客が来なくなったときに、観光業がだめになったら、観光関係者だけじゃなくて、地域の農家だとか、あるいは畳屋さんだとか、あるいは納入業者さんだとかがみんなだめになって

しまっている。だから、観光業というのがどれだけ地域全体を支えているかということがよく分かった。だから、観光に力を入れていきましょうみたいなことが他の地域の議員たちにもようやく見えただんですけど、議会で議論するときに、そういう視野から個別利益をどう市全体の利益につなげて、自分の支持者の利益を主張するかみたいなところを、もうちょっと正々堂々と個別利害の議論ができるといいなというふうに思っているところです。

（新川コーディネーター） ありがとうございます。

私の利益というのをいかに公共の利益に政策の形で転換をしていくか、これは民主主義政治システムの基本の基本ということになるかと思いますが、それを具体化していくのもこの議会基本条例で枠組みを考え、その中で議論を通じてそれを実現していこう、それを市民の皆さん方とも一緒に考えていこう、逆に言うと、市民と一緒に考えているときっと議員さん方もかなり勉強されることになるのではないかという、そんな感じもしております。どうもありがとうございました。

それでは、三つの議会の中で最後になりますけれども、三重県議会の三谷さんから、これまで10年がありました、これからの10年何をやろうとお考えになっているのかなどというお話もしありましたら、お聞かせいただくとありがたいんですが、いかがでしょうか。

（三谷会長） これからどうするのかという話なんです、あまりここで先走っているいろいろ言いますと、また暴走するみたいなことでいろいろお叱りをいただくことになります。先ほど暴走する首長を止めるのが議会の役割と、こういうお話がありました、決して僕は止められているということではないんですけれども、なかなか先走るといろいろハレーションを起こす可能性もあるんですが、少しあえて言わせていただきたいと思います。

これから何をしたいかと言いますと、三重県議会はもうすでに、先ほど申し上げました通年なんです。1月半ばぐらいに招集をして12月20日ぐらいに終わるといって、そういう議会になっております。これもかなり丁寧にやってきてまして、最初はどこの議会も同じなんです、年4回ぐらいの定例会をやっていたんですけど、それを年2回にしまして、1月の半ばの招集で6月末ぐらいに終わり、今度は9月に招集されて12月に終わるといって、年2回ぐらいにして、それから今は通年に移行しています。

この通年の議会を、今後は通任期にしたいなと思っています。通任期とは何かと言うと、議員というのは、選挙を受けて改選されると4年間の任期を得るわけですね。初登庁で出

てきて、そのときは仮議長さんが、いわゆる年長議員というのが議長席に座って仮議長をやるわけですが、その仮議長が「ただいまから会議を開きます」と。「会期は4年」と言えばいいわけですから、これが通任期。4年を見据えながら、各単年度、単年度の議会の運営を考えていくというような通任期にしてしまえば、事実上もう通任期なんですよ。毎年1年中議会をやっているわけですから、それを4年間やってしまうということで、そのほうが議会として非常に効率的ではないかなと、僕自身は思っています。

なぜかと言いますと、例えば議会の招集権の話。もうこれは古臭い話なんですけど、首長が持つのか、議長が持つのかというような神学論争がずっと続いていますけれども、通任期にしてしまえば、もうこの招集権の話はあってもなくても同じです。それから、当然の話ですが、専決はなくなるとか、それから、大規模災害のときに機動的に対応ができるとか、こういういろいろなプラス面があるわけですから、通任期にしたいなと。

しかし、そのためには議会の基本計画というものをしっかり作り上げていきたいと思っています。もうすでに三重県議会は活動計画というのを始めておりますが、4年間しっかり議会を見据えながら、4年間単年度、単年度議会運営を考えていく。それぞれの年にさまざまな行政計画の見直しだとか、そういうものはあらかじめ分かっているわけですから、この年にはこんな大事な行政計画の見直しがありますよということが分かっておれば、その年はやっぱり議会としてはそこらへんを少し重点的に力を入れていこうとか、そういうふうなこともあらかじめ分かれますから、そういう議会の基本的な基本計画、活動計画をつくって、それでやはり議会としてこの年はどこへ力を入れていくかというようなことが見えるような、そういう議会運営をやりたいなと、こう思っております。

それからもう一つは、議会の自己評価の仕組みをつくりたいと思っています。もうすでに動いています。委員会を今、終わるときに5段階評価をしまして、いろいろな項目で、議員間討議はちゃんとできましたかとか、県内調査等々の調査活動はどうでしたかというような5段階評価を基本に記述記入のところもあるんですが、それで評価をして、その評価結果というのを翌年の委員会の運営に生かしていく。4年経ったときに議会全体の評価をして、改選後の議会にそれを伝えていく。さらに議会はそれでバージョンアップをしていくような、そういう仕組みをつくり上げたいと思っています。

これは何も私が勝手にやっているということではなしに、先ほど申し上げました議会基本条例に基づいた附属機関で「議会改革諮問会議」というのを設置しまして、その中で先ほどお話が出た法政大学の廣瀬先生だとか、いろいろ集まっていたいただいて、三重県議会の議会改革というものを検証していただいて、今後こういうふうにしたほうがいいですよという、さまざまな処方箋を提示していただいています。中長期でやらなきゃいけないもの、

すぐできるもの、いろいろあるわけですが、そういうものに従って今三重県の議会改革は進めているんですが、その中に議会基本計画、また将来の通年制、こういうことも書かれておまして、そういうものに基づいて、これからしっかりまた三重県の議会改革を進めていきたいと思っています。

基本的に改革というのはエンドレスですから、ここまでやったからもういいよ、これで上がった、出来上がったという話はありません。ですから、常に前向きに考えながら、さらに住民の代表としての機関である議会がよりその権能が発揮できるような議会の仕組みを、これからも追求していきたいなと思っています。

それで、その基本というのは、やはり情報公開、オープンだと思っていまして、議会の活動を全て住民の皆さん、県民の皆さんにオープンにしていくことによって、改革というのは担保されますし、必ず前進していくだろうと、このようにも思っておるところです。以上です。

(新川コーディネーター) どうもありがとうございました。

これからの三重県議会に大いに期待したいなと思いながら、通年から通任期へ、そして議会の基本計画あるいは活動計画、4年間の計画化、さらには議会の自己評価、自己点検、そしてこうした改革をとめないという御意思も併せていただきました。そのためにも、いかに多くの方々にこの議会をしっかりと監視をしていただくか、また議会自身が社会に、市民に、住民の皆さん方に開いていくか、そんなことも大事なポイントとしてお話をいただきました。

さて、ここまでお話を聞かれて、金井先生、いろいろと御指摘になりたい点もあるかと思います。一応このシンポジウム、壇上でのお話としては最後になるかもしれませんが、三者の御発言を踏まえて、もし御意見、御感想、コメントなどありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(金井教授) いろいろなことが語られていますので、私も最初しゃべった上で、目黒さんと同じで、あと1時間半ぐらいしゃべれる内容があるかなと思っているんですけども、ちょっと限られていますので。

一つ議論にあったのは、由布市でも附帯意見をつけるようにしているとか、それから三谷さんのほうからも、やっぱりちゃんと議会として意見をまとめていかないと、いいところ取り、つまみ食いされてしまうわけです。目黒さんのほうからも、議員間討議をやって、議会の意思としてまとめていくと。多様な意見が反映する、大人数がいるというところが

議会の強みであるけれども、それは意見をまとめていくのは、実は最大の弱点です。首長は誰とも議論しないで勝手に意見を決められる。だから暴走できるということなんですけれども、議会は、そういう意味ではみんなで個別意見をぶつけ合って意思決定しなければいけない。ここがだから一番辛いところであり、まさにだから民主主義の本体なのです。首長一人では住民を代表できないのだということは、もう一回確認したほうがいい。だから僕は「二代表制」という言葉はそろそろやめたほうがいいんじゃないかと。首長は一人では住民を代表できない。あくまで議会の中で首長が議論する中で代表することはできるけれども。

そういう意味で、意見の議論の中で公共の利益と言いますか政策というのが決められるということが大事であり、そういう意味で否決とか修正だけではなく、非常にグラデーションを持った附帯意見とかが非常に重要な意味を持っているというふうに思っています。

ただ、その上であえて私が言いたいのは、「議会改革」と言うとすぐ議員間討議という話になってしまいがちです。しかし、これは下手すると首長側が高みの見物で、一番気楽になりかねないので、やっぱり質疑のほうも依然として大事であると言わなければなりません。執行部側に細かく質問をして、執行部が何を考えて、具体的に何を考えていて何をやろうとしているのか、その根拠は何なのか、質問とか質疑というのは依然として重要であると。これはぜひお願いしたいなと思っています。

国会もいろいろ批判がありますけれども、国会で一番重要なのはやっぱり国会質問と答弁であって、国の場合は答弁がもたないと政策が潰れるということで、数では絶対与党が勝つに決まっているわけでありまして、そうではなくて、質問によって論理的に破綻するというので、政策をやめさせるということ是可以するんですね。

そういう意味では、やっぱり自治体においても、質問で厳しく追及するというのも依然として必要であるということです。三重県議会でも、予算における警察への質疑はやっぱり甘いです。もっと厳しく追及しなければ、本当に何を考えているのかということは、執行部が言わないということでありまして、やっぱり質問は依然として大事です。議員間討議が大事でないと言うつもりはないんですけれども、「質疑ばかりじゃないか」という批判が、「質疑はどうでもいい」という意味であったとしたら大間違いです。今までの質疑でもだめだと。もっと厳しくやらなければだめだということは、ぜひ質問をしっかりやっていただきたいなというふうなところがあります。

あともう一つ、主権者教育的な話も国とか文部科学省にやらせると、「主権者教育＝投票に行くということ」みたいに、非常に矮小化されてしまっています。選挙だけすれば民主主義だと思っているらしいというところが、文科省、総務省のスタンスから見ると

大変疑問であります。しかも、政策の中身について学校教育のなかで議論すると、「これは中立性違反だ！」などといわれかねません。しかし、政策の中身は議論しないで何を議論するのかと言うと、投票に行くという話だけになってしまいます。で、投票箱に行く話ばかりやっているという話で、これは最悪の民主主義です。

先ほど言いましたように、民主主義で投票して、「はい、おしまい！」というのは、一番独裁に近い形であって、これは主権者教育ではないのです。むしろ主権者破壊教育になりかねないことが、現在の主権者教育としては考えられつつあるのです。ここはむしろ自治体として、まさに議員の方が日頃やっていることそのものが、それ自体が主権者の実践であるということで、余計な主権者教育なんて本当は要らないんです。大人の後ろ姿を見せるのが最大の教育です。それは子どもたちに対してですけれども、それから大人同士であっても、議員が何をしているのか、どんな質問をしているのかということ自体が主権者社会教育です。主権者教育が、何か「投票にだけ行きましょう」みたいな話に矮小化されているのは、大変心配なところです。

ここらへんは、いずれ文科省あたりから自治体のほうに降ってくるかもしれないと思います。「主権者教育をやりましょう」みたいな話がありましたら、ぜひ現場のほうでも、「日々我々のやっていることで十分である。地方自治体が民主主義の学校であって、余計なことは要らない。ちゃんとやればいい」ということがあるのかなというふうに思っています。会津若松市の議会のあり方を見せれば、それ自体がそもそも一番いいお手本になるのでしょうか。それをただ「投票に行きましょう」みたいな教育になりかけていること自体が、私ちょっと心配しているところです。それ自体もう民主主義の危機だというふうに思っております。

一言余計でありますけれども、コメントさせていただければというふうに思います。とりあえず以上です。

(新川コーディネーター) どうもありがとうございました。

大事な論点を改めていただきました。議会が、やはり何よりも議会としての意思をつくり上げていくということ。多様な意見、多様な利害というのを、「議会」という場を通じてまとめ上げていく、それが附帯意見であれ、あるいは議決であれ、そこに重要な議会の意味があるということ。同時に、ややこれはいろいろ議論があると思いますが、執行機関というのは本当に住民代表なのか、選挙で選ばれることにはなっていますが、代表性があるのかどうかということについては、これは当然議論があります。むしろ、言わば執行権を行使するための機関として置かれているのではないかと、こういう議論もあるということ

は申し添えておきたいと思います。

併せて、議会の活性化、改革と言うと、議員間討議というのがありますが、討議ももちろん大事ですが、同時に質疑、質問ということを通じて、本当に議会の役割が果たせるのではないか。

また主権者教育についても、単なる投票への行動教育ではなくて、むしろ本当に民主主義の根幹、基幹のところを理解するような、そういう教育を議会を通じてできるのではないかということでお話をいただきました。

全体を通じて、本当に考えないといけない点がたくさんありますけれども、この間の10年間の議会の活動、そして議会基本条例やその成果を踏まえた議会改革、ここには目覚ましいものがありました。ただ、その一方では、金井先生から最初に御指摘がありましたように、この議会改革が議員報酬や、あるいは政務活動費の問題や、そして議員定数の削減やというところで止まってしまい、そして、その改革にかまけていたときに、おそらくこうした議会の改革というのは、議会基本条例も含めてそこで止まってしまう、場合によってはマイナスのスパイラルに陥ってしまう、そんな御指摘もあって、確かにそうだなと改めて思いながら、今日の各議会の改革、そこには常に永遠の理想の議会に向けて進む姿があったことから考えてみますと、どうも議会基本条例の位置づけや、そしてその運用の仕方、次のステップに進むときの進み方、まだまだいくらでもやるべきこと、考えないといけないことは山ほどあるぞということを変更して感じさせられた1時間余りでした。

最後に二つだけ、私自身の感想も含めて申し上げれば、皆様方の御議論とも重なるのですけれども、一つはやはり議会というのがきちんと政策の議論というのをやっていける、そういう機関に今なりつつある、そういう入り口にきちんと自らの立ち位置というのを置いておられるというのは、これは間違いないところだろうと思います。ただし、本当にそうした政策にかかわる能力というのを議会が身につけておられるかどうか、これは今後もっともっと考えていただかないといけないですし、そうした力をぜひ議会の中でもつくっていく、足りなければ外から補ってくる、そういうことも含めて考えていただければというふうに思っています。

そしてもう一つ、今日の議論の中でも重要だったのは、もう一方では、現行の制度で言えばやはり多くの自治体の運営というのは、執行機関を通じて運営をされています。議会というのは、議決をする段階と、そして事後的なチェック、中間段階でも本当はあり得るんですが、実施の管理というのもあり得るんですが、主には事前の統制とそして事後の評価・コントロールというところに止まっています。しかし、そうだとすれば、余計にその事前のチェック、そして事後の評価・監視というのがしっかりと効くような、そうした言

わば監視をする、あるいはモニタリングをする、そういう能力というのをつけていかないとこれは話にならんというふうに思いながら、改めて聞いていました。

さて、そういう力をどんなふうにしてこれから議会がつけていくのか、そろそろ議会基本条例も、理念的に二元代表制あるいは議員のあり方というところを乗り越えて、個別具体的な議会改革に向けての新たな方向というのを模索する、その中でより具体的な議会の役割についてそれを制度化していく、あるいは組織化をしていく、そういう段階に入っているのかもしれないと思いながら、今日はお話を聞いていました。まさに、先ほど三谷さんが少しおっしゃっておられましたが、議会も4年間しっかりと目標を定めて計画的に県政運営をきっちりやっていく、そのための議会のあり方というのを模索していくというようなお話をいただいていた。まさに本来の議会のあり方として、そうした姿というのを多くのところでぜひ見てみたい、そんなふうにも思いながら、お話を聞いていた1時間余りでございました。

とりあえずパネルディスカッションの議論につきましては以上にさせていただきまして、ここで一旦、会場との意見交換のほうに時間を取らせていただきたいと思います。

それでは、司会の方、よろしくお願いたします。

(司会) それでは、会場からの質疑を受けたいと思います。

お時間が限られておりますので、御質問は手短にお願いしたいと思います。また、差し支えなければ、御所属とお名前をお名乗りいただいた上で御質問をいただければと思います。どなたに対する御質問かということ限定されておられましたら、それも併せてお願いいたします。

それでは、いかがでしょうか。挙手をお願いいたします。

(質問者) 今、政務活動費のことで新聞に取り上げられているある自治体ですので、所属はちょっと控えさせていただきます。

ただ、その中で私は無所属で、私どもの会派ではこの議会改革につながる意見をまとめて出して、そしてマスコミを通じて伝えたりしているんですけども、実際は議会運営委員会、それから幹事長会議では多数決で決められてしまう。今日もここへ来る前に話し合っていたんですが、いろいろな改革案を出しても、多数決で決められてしまう。その当事者がいっぱいいる会派の方たちが多数決でということになって、何の改革もできないで終わりそうなんです。一つの改革は、今日も出てきましたが、政務活動費をカットする、1万か2万か3万か、カットすることでお手打ちしましょうという案が、その会派から出て

いるということで、「何ともはや…」という感じで。

三谷さんに質問させていただきたいんですが、合議制という、本当に無所属というのは、まだ私どもの会派は少ないので、正論を言っているつもりなんですが、なかなかそれが通らない。大変今日は力を入れ、いろいろいただきましたけれども、これから頑張るための何かアドバイスをいただきたいです。

(三谷会長) 政務活動費とか議会全体にかかわるようなことは、基本的に多数決で決めるべきものではないと思っています。話し合いの中で合意が取れるということでなければ、後々いろいろな支障が出てくるのは事実なんです。今、少数会派の方の御意見だろうと思います。多数会派が反対するだろうと思うんですが、議会の運営をスムーズにやっていくコツと言いますか、それはやっぱり少数会派の方々の御意見を大事にするということなんです。少数会派の方々というのは、こう言うと悪いですが、クセがあるとは言いませんが、非常に個性的な方が非常に多いものですから、そういう方々の御意見をやっぱりしっかりと受け止めながらやっていくというのが、議会運営を円滑に、しかもスムーズにやっていくコツだと思います。

政務活動費の問題とか、なかなか悩ましいところがあるんですが、私は基本的には、先ほど言いましたけど、オープンにしていくということが一番大事だと思っていて、やっぱりその使い道とか領収書の問題等々いろいろ、今、ねつ造するとか偽造するというのはこれは論外の話なんですけど、やはり使い道は何が正しいか悪いかという最終的な判断は、有権者の方、住民の方にさせていただくということが一番正しいことだと思うんです。

こういうふうに政務活動費を使ったからと言って、議員本人がこれが非常に合理的で正しいことだと思っていましても、やっぱり住民の批判に耐えられないようなものということのはやっぱり間違っているということになりますから、それを全部オープンにしていくことによって、そういう不祥事というのはだんだんなくなってくると思っています。

どこの議会ももうすでにやっていますが、大体1円以上の領収書は当然つけているでしょうし、公開の仕方は議会によっていろいろだろうと思います。三重県議会ももうすでに縦覧制ということで、全ての収支報告は議会図書室にありまして、誰でも自由にござんくださいと。御要望があればそれはCDでお渡ししますよと、そういう仕組みにしていまして、今、議会のほうで議論しているのは、いよいよ領収書のネット公開をやるうじゃないかということで、今その議論が始まっておるところです。

ですから、基本的にどんどん、どんどんオープンにしていくということによって、住民の方々の御理解も得られると思っておりますし、オープンにすること自体に反対されるような

方というのは、もうこの時代にあんまりおられないのではないかなと…。おられますか、あ、そうですか。そのへんはしっかりと説得しなきゃいかんと思いますけれども、やはり住民からの批判に耐えられるような運営というのが僕は一番大事だろうと思っています。

ついでに言いますが、三重県議会の場合は全ての会議は、先ほどおっしゃったようなそういう政務活動費だとか議会改革、例えば代表者会議で議論されているのか、議運で議論されているのか、どこで議論されているのかちょっと分かりませんが、全部今、うちの場合は全てオープンです。会議自体がオープンなんです。マスコミも入りますし、住民の傍聴の方もおられる中での議論です。そこで議論すれば、あまりムチャクチャなことだとか、横車を押すような話とか、常識から離れたようなことというのは語れないんですよね。ですから、おのずから常識の範囲の中で結論が得られるということになりますから、もしなかなかそういう多数会派の方に御理解いただけないならば、その会議自体をオープンにするというところから御提案されると、もう少しまともな方向に進むのではないかと思います。

（新川コーディネーター） 4人で改革を始められた目黒さんから一言。

（目黒議長） 私ね、そういう意見を聞くといつも思うんですよ。「人間、分かってないなあ」って。失礼な言い方ですけど。議員ってね、嫉妬、妬み、やっかみ、そしてプライドを人一倍持った、そういう人が議員になっているんですよ。そういう人を相手にやっているわけですから、じゃあプライドをくすぐったり、妬み、やっかみを極力減らしたり、というような形で先ほど私が言いましたけど、「2：6：2」の中でどう運動論を展開していくかという…そういうことなので、正論ばかり吐いて、それだけの力とあれを持っているなら別ですよ。中央突破でも何でもできますけど、だからどう仕掛けを考えるのかというのが、一つの運動論として苦しみでもあり、楽しみでもあるんじゃないでしょうか、とだけ申し上げておきます。

（新川コーディネーター） ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

（司会） はい、それでは御質問をお願いいたします。

（富山県議会：笠井議員） 富山県からやってまいりました。富山県議会議員の笠井であ

ります。

今、話題になっております富山市議会にも1期4年在職しておりました。ここで皆さん方に、富山県を代表しましてお詫びをいたしたいと思っております。

実は、3日前に富山市議会の補欠選挙、13名の補欠選挙が行われました。その中で政党に属さない人たちが11名当選し、完全に無所属の完全な市民派が2名当選されました。今もう本当に議会・議員に対して不信感が渦巻いておまして、富山県におります、特に富山市におります県議会も不祥事がありました。県議会、富山市議会、議員に対しての信頼は失墜どころか、何も表に出てこない議員も「うまいことやっているから捕まらないだけだ」と、全員が悪者になっております。

その中で、新しい市民派の方が2人で新会派を組みました。そのときに会見で言ったのが、「会派要件をつくって代表質問権を取る。条例提出権を取る。議運の理事を取る。少数会派では何の意見の尊重もされないのが、地方議会のローカルルールではないか。これをやっぱり改革していかなければならないということが大きな議題である」ということを、わずか議員になって2日目で記者会見で発表したんです。ですから、本来あるべき私たちの姿がどこか、先ほど目黒先生がおっしゃったように、嫉妬、プライド、そして嫉み、やっかみ、そういった何と言いますか魑魅魍魎とした人間が議員をやっている方もいらっしゃいますが、新しい息吹を入れることで議会は改革すると思っております。

それで、富山県議会は、政務活動費の不正請求の発覚によって、今年度利用分から来年度のインターネット公開を兵庫県議会に続いて決定をいたしました。ところが、大問題を起こしている富山市議会は2年後からインターネットで開示をするという、どちらかと言うと前には進んでいるようにみえますけども、後ろ向きな回答でありました。これをある政党の方々が頑張られまして、来年度から開示することに決まりました。

こういったいろいろな取り組みをしているんですが、全国の自治体の中でローカルルールというものが存在して、会派要件だとか、そういうことが非常にあいまいな線引きで行われている。それが議会の閉鎖性につながっているのではないかと私は思っているんです。

そこで質問と言いますか、こういったものに対して地方自治法等で規定がないものですから、こういった解決策があるのか、ここはパネリストの方、コーディネーターの方にお伺いしたいと思います。

(新川コーディネーター) ありがとうございます。全員ということでしたが、もし何か、今、富山での改革、新しい議員さん方が新しい動きを始めておられますけれども、そうした、先ほど三谷さんがまさにおっしゃった議会での議論、特に少数意見というのをき

ちんと出していく、そうした議会の議論のあり方、またその中で会派の役割ということも強調されましたけれども、そういうものをこれからどういうふうに、本当に地方自治や民主主義の仕組みをうまく的確に動かしていくための仕組みとしてどんなふうにつくっていったらいいのか、考えていったらいいのか。

私自身は、それはやっぱりそれぞれの議会で議論をして、しっかりと固めてください、それはそれぞれの地域の歴史や伝統や、そしてそこにいらっしゃる方々、先ほど小林さんがおっしゃいましたけれども、まさにその議会をこれからよりよくつくろうとしている人たち、その人たちの意思がきちんと実現され、そしてその方たちが自ら学び成長しながらつくっていく、そういう仕組みが一番望ましい、自治的で望ましいかなというふうには、個人的には思っていますけれども、もし何かこの点についてパネラーの方々からも御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（目黒議長） もちろん、先ほど私は「議会改革は運動論が必要」だと言いました。やっぱり、富山県議会、何人の定数が分かりませんが、その中でまず2人でも3人でも、会派は別にしても、そういうところからきちんとベクトルを合わせると言うか、そこが必要なんじゃないでしょうか。あと、できれば議会事務局も重要な役割を果たすと思うので、そういう議会事務局の職員も、意識のある職員も巻き込んで、一緒に仕掛けを考える。

今、力がないからおそらく悩んでいると思うので、正攻法だけで正面突破しようとしたって、それは無理ですよ。そのときに議会内でどう広めていくのか、あるいはときには外部、多分マスコミもありますし、だからそういう仕掛けをどう考えるか。先ほど私が言いましたけど、まちおこし運動でも、後ろ向きの商店主なんかもいるわけですよ。ところが、成功体験を見せることによって、人間って、新しいことってなかなか挑戦しませんから、普通の人。成功体験なりしながら少しずつ意識が変わってくるところがありますので。

実は、軽々にものを申せないのは、それぞれの議会の、今、新川先生がおっしゃったように、文化とか風土とか、そういうものがありますから、これが解決策だと言えませんが、ただ今言えるのは、まずは少しずつ仲間を増やしていく。

あと、会津の人間にとって切り札は、最後の戊辰戦争まで戦った会津ですので、「ならぬことは、ならぬものです」という金科玉条があるんですよ。と言うことは、議会がそもそも何ぞや、議員とはそもそも何ぞや、そこから見て外れているのか真っ当なのか、そういうことと言えるというのは、うちの地域の強みですね。これ以上言うと薩長の悪口になっちゃうから、それ以上言いませんけど。そんなこともありますね。

(新川コーディネーター) ぜひ富山の強みを生かして、そして議会基本条例等を生かして、その中でしっかりといい議会のあり方を皆さんでつくっていただければと思います。

いかがですか、小林さん。

(小林議員) うち、政務活動費制度がないので、それについてはあれなんですけど、政務活動費に限らず、何かルールを決めてやればいいという話でもないんじゃないかなとすごく思うんですね。1円から領収書を公開すればそれで不正がなくなるみたいな話でもなくて、やっぱりもう一つは、確かに水増しの不正とかはそれはちょっと問題だと思いますけれども、ただ、何か変えていきたいとか、問題を解決したいといったときに、議会の中で議員たちだけでルールを決めても、ちょっとそれはどうなのかなと思うところがあるんです。むしろ、例えば住民の人と一緒に、例えば何かそういう政務活動費についている批判があると言ってますけど、じゃあその人に投票している支援者はそれをどう思っているのかとか、そこもあると思うんですね。

だから、政務活動費に限らずですけども、議員活動に対して、議員が議会中に眠っていてけしからんとか、いろいろ批判をしますけど、じゃあその人を支援してその人に投票している人は、それをどう変えたいと思っているのか。何か議会改革をしようとしたときに、市民の人たちと一緒に話をするという場も必要ではないかな。それが議会としてきちんとした場がくれなくても、自分が支援者と話をして、そこで住民の人たちが何を議会に望んで、何を議員に望んでいるのかという話を常に身近に置いておかないと、議会だけで「議会改革してます！」と言うことが、どうも市民から浮き上がってしまうから、なかなか進まないし理解がされないというのも一つあるのかなと思います。

あと、少数の意見については、私なんかはもう根っから完全無所属で、完全にある意味少数派ですけども、何でもかんでも数で決められてしまって空しいというのはすごく分かるんですが、ただ、諦めないで長く言い続ける、それを絶対に続ける。それに尽きると思いますね。

それともう一つは、自分が言わずに「言わせる」と言うんですかね。私は幾つか条例をつくらうなんて提案して、最初すごくバッシングを受けたんですけども、それでも諦めずに結構いろいろ言い続けていると、1年前に私が言っていたことをほかの主流派の議員さんがいかにも「自分が考えたんじゃない」みたいな言い方でやるんですよ。そういうときに「さすがですね～。私もそれをやりたいと思っていたんですよ」みたいにして、そういうまい使い方をするといいのもやり方かなと思います。自分がやるというよりは、自分

がやりたい思いを分かってもらえればいいので。

ただ諦めずに長く言い続ける。そうしたら、いつか本当に必要なことは過半数の議員さんは分かってくれるということを感じることじゃないかなと思います。

(新川コーディネーター) どうぞ、三谷さんも。

(三谷会長) そういういろいろ問題があったときというのは、ある意味ではチャンスなんです。「ピンチはチャンス」で、かつていろいろ問題を起こした、例えば兵庫県議会だとか、関西の某府議会とか、そういうところは今、先ほどランキングなんていうのはだめだというお話もありましたが、議会改革のランキングはグッと上がっているんですよ。それとか、例えば四国の鳴門市議会なんていうのはいろいろ事件があって、長老議員が大量辞職をした後、若い方が出てきて、一気に議会改革が進んだというようなところもあるわけで、そういう意味では、富山県議会だとか富山市議会なんていうのは、ネクスト兵庫県議会、ネクスト某府議会のような立ち位置で、次のランキングでグッと上がるんじゃないかなという、そういう期待はしているんですけど。

そのやり方の中で一番大事なのは、議員個々がやはりそれなりの危機感と問題意識を持つということが大事なんです。そのためには、同じレベルの全員が、なかなか熟度だとか熱意だとか知識だとか、さまざまところでデコボコは当然あるわけですが、それをできるだけ平準化して共通の問題意識をきちっと共有できるような、危機感を共有できるような、そういう環境整備というのが非常に大事なんです。

そういう意味では、できるかできないか分からないですが、例えば議会でいろいろな研修会なり勉強会をされて、金井先生みたいな方に来ていただいて講演をいただいて、全員が同じ問題意識、危機感を共有するということからスタートしていくと、意外と進んでいくんですね。議会基本条例をつくる場合でもよくありまして、長老の方で反対されている方とか、そんなもん必要ないじゃないかとか、そんなもんつくって何になるとか、いろいろな御意見があっても、意外と廣瀬先生だとか江藤先生だとか駒林先生だとか、いろいろその道の方に来ていただいて御講演をいただくと、「なるほど、これは必要だね」ということで議会基本条例ができていくという、そういうケースもままありますから、やっぱりそういうところから、少し地道ですけれども、進めていただくというのは一つの方法かなと思います。

(目黒議長) 一つすみません、今思いつきました。一つだけ。

昨日、那覇市議会が会津若松へ、昨日たまたま私の所属する班だったんですが、「市民との意見交換会」を視察に来たんです。それが終わってから一緒に懇親会をやったんですけど、そのときに那覇市議会有志と会津若松市議会が酒の上で連携を結んだのは、議会改革がなかなか進まないようなところは、まず那覇市議会に視察に行きましょうと。そういう長老議員も、沖縄だと軽く行けるじゃないですか。観光気分かたがたね。それで、那覇市議会である程度議会改革の話をしてもらって、これからもっと詳しい話は会津若松市議会にまた視察に行ってくださいということで、那覇市議会と今、連携を結びましたので。それもやっぱり、先進地視察もね、会津若松も観光地でありますので、そんなことも、これも仕掛けの一つです。

(新川コーディネーター) ありがとうございます。

(司会) ほかに御質問はいかがでしょうか。

(那覇市議会：前泊議員) ただいま御紹介いただきました、那覇市議会議員の前泊美紀と申します。よろしく申し上げます。

私も、個性的と言われる無所属の、最初は一人会派でしたが、どんどん欲望を利用して議会改革の輪を広げていっております。また後で情報交換させていただけたらと思います。

さて、質問ですが、主権者教育について、これは主に金井先生にお答えいただくのと、あとちょっとまた議員の方にもどなたかお答えいただきたいんですが、先ほど目黒さんから主権者教育をこれから議会でやっていきたいというお話がありました。片や、金井先生からは、主権者教育を「投票に行こう」というものと主に捉えて、そういったものは必要ないと。背中を見せるのが一番だというお話だったかと思います。

しかしながら、この金井先生のお話は、私はこういうふうに捉えたんですね。背中を見せることも主権者教育の一つだなと。見せ方の問題なのかなというふうに理解をしたところです。主権者教育を私は必要だと思っています。もちろん、「投票」という意味よりは、「市民の質を上げる」、ちょっとおこがましい言い方なんですけれども、そういう市民性教育の観点から主権者教育というのは、また議会が担う役割も十分あるのではないかなと思っています。

先ほど来、三谷さんからも選挙の話がありました。小林さんからも、議会改革頑張っているけれども、市民の評価されない、温度差があるというお話もありました。もしこの改革の方向性が間違っていないのであれば、やっぱり市民もこの改革の流れを評価するよう

な市民になってもらわないと困るわけですね。そうしないと投票行動も変わらなくなってくるので、そういった意味での主権者教育、議会がどこまでかかわるのか、背中の見せ方でとどまるのか、もう一步踏み込むのか。例えば昨日も市民との意見交換会を拝見させてもらいましたけれども、ああいった場も立派な市民教育の場だと思いますが、それについて金井先生のお考え、そしてまた議員の方のお考えをお伺いします。

（新川コーディネーター）　じゃあ、金井先生からお願いします。

（金井教授）　主権者教育と言えば、地方自治は民主主義の学校であって、地方自治そのものがやっぱり人々に働きかけていく。だから、富山市議会における奮闘の後ろ姿を市民に見せるということが、最大の戦いである。しかし、一方で、あえて富山市民は、不祥事を起こした多数会派を多く投票したという行動をしているわけでありまして、それを頭ごなしに批判できるかと言うと、やっぱりそれぞれの地域に、それぞれの多分、大人の事情があるでしょう。ひょっとしたら、これは私が忖度しますが、「領収書というのは、世の中みんなチョロチョロとごまかしているんじゃないの？」ということがあったのかもしれない。あえてそこを厳しく問わないで、言わば「北風路線」じゃなくて、ひょっとしたら、もうここに改革の時間を与えたのかもしれない。

だから、いろいろな意味でこれはこういう情勢を受けてどういうふうに行動していくのか自体が最大のポイントです。まさに「運動論」と目黒さんはおっしゃっていますが、やっぱり有権者に対しては教育ではなくて、やっぱり行動であって、まさに種々の活動それ自体であります。国が押しつけるような正しい教育内容があるわけではないのです。あるいは政務活動費のあり方も、先ほど三谷さんがおっしゃいましたが、実は正しい答えがないので法律で決められないんです。だから、それはまさに住民の間で相互に議論していくしかないということです。そういう意味で多分富山市議会は、今、極端な言わばバッシングと言いますかお仕置きをするのではなくて、一部の改革派と、しかし、そうではない多数派を埋め込んだ形で今後どうするのかという後ろ姿を、市民は多分見ているでしょう。

それから、ちなみに国民も富山市民を見ているわけでありまして。要は、不祥事をきっかけに変わった、あるいは変わろうとしたほかの議会もあります。三重県もそもそも執行部のほうの裏金問題が改革の出発点です。議会のほうではなくて執行部のほうの裏金問題が一番大きかった 90 年代、それが北川県政の一つの出発点だったわけです。そういう意味では、全国民もその姿を見ているということであって、それを北風のように捉えるか、それとも外から応援がいっぱいいるんだから、呼べばいろいろ力になるでしょう。いろいろ

な意味で、やっぱり政治というのは運動であって、戦いであって、正しいものを押しつけるというものではないでしょう。

少数派であるのはしょうがないかもしれませんが、最初はみんな少数派です。それを覆せるかどうか常に勝負であって、それこそがまさに政治のおもしろいところだというふうに、先ほど目黒さんもおっしゃっていました。そこを諦めたらやっぱり民主主義は終わりだと思うんですね。だから、そういう意味では、少数派の努力するその姿こそが最大の政治教育と言いますか、主権者教育であり、諦めた姿を見せた段階で最大の失敗ですよ。その姿をもし子どもたちが見たら、「不祥事がチャンスだと思ったけど、結局変わらないじゃないか」と思って失望する。改革派の人がしょげているということ自体が最もよくない政治教育、主権者教育であります。

ぜひ信じるところに向かって進んでいただきたい。ただ、それは独裁ではない。と言うか、そもそも少数派だから独裁のしようもないんですけれども。だからこそ、大いに頑張る余地があるのではないかなと思います。それこそみんな国民も見ているということで、期待しているということだと思います。

(新川コーディネーター) じゃ、目黒さんから。

(目黒議長) 具体的に言いますと、実は「主権者教育」と今言ってますけど、ほかに適当な言葉がないので言っていますが、ちょっと上から目線的なので、本当は好きじゃないんですが。これは、会津若松は、平成 20 年から市民との意見交換会を年 2 回ずつやってきました。最初はやっぱりなかなかひどいものでした。時間がないので、はしょって言いますが、最初は報酬、定数でガンガン責められ、それが一番多い意見だったんですが、その次はいろいろな要望があって、で、そういう状況だったので、とげとげしい雰囲気のまま議員と市民は別れました。

それが平成 23 年の東日本大震災以降、会津若松も多少被害がありましたから、それ以降はあまりクレーム的な市民は来なくなっただけで、落ち着いて議論をしましょうというような雰囲気になってきましたので、今はほとんどが終わった後、市民の中から自然発生的に拍手が生まれるような、そういう雰囲気の市民との意見交換会になってきました。

昨日、那覇市議会の人びびったのは、「議会と市民との意見交換会」という名称なんだけれども、間に議会がファシリテーターあるいは司会となって、市民同士の意見交換会、そういう場面に感激したと言うか、びびったと言うか、そんな感想も漏らされましたが、やっぱりもう 8 年、昨日で 17 回目なんですけれども、こういうことを積み重

ねる、あるいは我々自身も、細かいことを言いませんけど、意見交換会のあり方を工夫、改善しながらやってきて、そういうふうになってきて、議会と執行部の差もきちんと今は分かる市民もいて、そんな人から交通整理の言葉が出たり、そんなふうになってきた。これもまさにいわゆるカッコつきの主権者教育の表れかなというふうに思っています。

それから、先ほどちょっと言いましたけれども、今年9月1日に再発行いたしました、改訂版の、いわゆる議会の取り扱い説明書なんですけど、『見て知って参加するための手引書』という、いわゆる議会白書なんですけど、これはネットで会津若松市議会で28年度版で引っ張り出せますから、それをご覧になっていただければ分かるんですけど、言わばそれをもって市民との意見交換会でテキストにする、あるいは今、各派代表者会議でいろいろな人に言っているのは、市民団体はいろいろあります。生涯学習の団体とか、あるいはロータリークラブ、ライオンズクラブ、そういう中で「議会の使い方」ということで、それをテキストに広めてくれと、こんなことも言っております。

さらに、これは江藤先生から得たアイデアなんですけど、長野県の飯綱町では、100人の議会報モニターをつけてやっている。だから、これも議会を知ってもらう大きなチャンスかなと思っています。会津若松は、すでに議会制度検討委員会で2年に1回、2人の公募市民に入ってもらってますので、その中から市議会議員選挙に立候補した者もいて、これは1勝1敗だったんですけど、そういうことの積み重ねが、口幅ったい言い方ですけども、主権者教育になるのかなと、こんなふうに思っております。

(新川コーディネーター) ありがとうございました。

(司会) いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、最後にコーディネーターの新川様から、全体を通しました総括コメントがございましたら、一言いただけますでしょうか。

(新川コーディネーター) それでは、時間もだいぶ押しておりますので、簡単にお話をさせていただきたいと思います。

今日は、「議会基本条例10年」ということでお話を進めさせていただきました。その中で一つはやはり、今この議会基本条例がそもそも実現しようとしてきた地方自治や地域の民主主義、それをどういうふうにして豊かに発展をさせていくのか、そうした観点からの議論があったかと思います。ある意味では、議会基本条例は基本条例ですから、それ自体

が必ずしも十分に議会の行動をルール化したり、あるいは実際の地方自治の運営に大きく効果を及ぼしたりという性格はありませんけれども、もう一方では、議会基本条例があることで理想の方向に向けての一步、二歩、それを進めていくための重要な手がかりが得られているというふうに理解できます。議会基本条例が目的ではなくて、このツールをどういうふうに生かしていくか、そこで盛られた理想というのをどう実現していくのか、これが問われていましたし、今日壇上に上がった各議会は、それに向けて今少しずつ、あるいは大きく進もうとしておられるのではないかと考えています。

大きな二つ目は、こうした議会基本条例が体现をしている議会の役割、ここについてもいろいろ御意見をいただきました。これからの議会のあり方として本当に住民を代表する議会として、しっかり活動をしていく、そのためのいろいろな条件、それを実現する方法、これについてもお話をいただきました。議会としての意思、これをどうつくっていくのか、ここにどうも最後は収れんしそうです。同時に、そうした議会の意思というのがしっかり固められるような、そういう議会をつくっていくためにも、これは小林議員からありましたけれども、とにかくたゆまず、諦めず、頑張り続けるということがありました。そうした議会そのものの意思をきちんと形作っていくということ、それぞれの議員が、会派が、そして議会全体として考えていかないといけないということを改めて確認をさせていただいたかと思えます。

大きな三つ目として、こうした議会のこれからのあり方を考えていくときに、やはり市民・住民とのかかわり方、関係の仕方、あるいは代表の仕方ということもそうかもしれません問題になります。翻って、議会が市民にどういうふうな成長の機会を提供できるのかという観点からお話がありました。言わば、議会と市民との関係、議員と市民ではありません。議会と市民の関係、その中に議員と市民の関係がある、そんなふうに考えていただかないと、どうも順番が逆になっているような気がしてなりません。そうした市民と議会、あるいは住民と議会とのかかわり方、これをどう作り直していくのか、それが逆に議会や議員の皆さん方にも、そして市民住民の皆さん方にも双方のよりよい成長の機会になっていくのではないかと。これを最後のほうの御質問では、主権者教育あるいは市民教育ということでお話しいただいたのかもしれないというふうに思っています。

ぜひそれぞれの議会で、この議会基本条例を大きな最初の一步として、しかし、そこからさらに大きく飛躍をするような、そういう議会を構想していただければと思っていますし、その中で改めて議員さん方も、そして議会も成長して、意思決定機関としての大きな役割を果たせるような議会に、そのときに多分その議会の成長には、市民・住民の皆さん方とのよりよい関係というのが、あるいはパートナー関係というのが、それぞれの議会や

議員の成長にも大きく貢献をしてくるのではないか、それがまた市民の成長にもつながっていくのではないか、そんなことを最後にまとめて代えさせていただいて、このシンポジウムを閉じたいと思います。

たくさんお話になりたいこと、パネラーの各先生方、特に金井先生はまだなんぼでもしゃべるぞ、目黒さんもなんぼでもしゃべれるぞという顔をしておられます。小林さんも、それから三谷さんもきっとそうだと思いますけれど、残念ながら私が進めていますので、このへんで独裁者としてはやめさせていただきたいというふうに思っております。

本当にパネラーの皆さん、そして何よりもここまで議論を引っ張ってきていただいた会場の皆様方に感謝を申し上げて、私の総括コメントに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会) パネリストの皆様、コーディネーターの新川様、どうもありがとうございました。

これをもちまして、パネルディスカッションを終了させていただきます。

最後に、三重県議会副議長の日沖正信より閉会の御挨拶を申し上げます。

## 6 閉会挨拶

### 三重県議会副議長 日沖 正信

(日沖三重県議会副議長) 御紹介いただきました、三重県議会の副議長を務めております日沖正信と申します。閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回、四日市で開催をいたしました第8回全国自治体議会改革推進シンポジウム、北は北海道から南は沖縄まで、まさに全国各地からたくさんの皆様に御参加をいただきまして開催ができました。本当にありがとうございます。

先ほど質問された方の中に那覇市議会の先生もおいででございましたが、本当に遠くから長い時間をかけて、このシンポジウムに駆けつけていただきましたたくさんの方々がおいでというふうに思います。

今回、64の議会から、そして自治体職員様、そして一般県民の方々も合わせますと、実に253人の御参加をいただきました。議会改革の輪の全国各地への広がりをまさに実感させていただきますとともに、皆様の熱い思いに主催者としていたしまして感激をしておる次第でございます。

また、基調講演からお務めいただきました金井教授、そしてパネリストをお務めいただきました、会津若松市議会の目黒議長様、そして由布市議会の小林議員様、また私ども県

議会改革推進会議の三谷会長、そしてコーディネーターをお務めいただきました新川教授、本当に長い時間にわたりまして活発で建設的な、そして何より刺激的で斬新な議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後の私たち自治体議会のあり方について大きな示唆を与えていただいたと感謝をしておるところでございます。議会改革の輪をさらに多くの自治体議会に広げて、真の地方分権の実現に向けて、皆様とともに歩んでまいりたいと考えておるところでございます。

どうか皆様の議会におかれましては、本日のシンポジウムを機に、なお一層の御議論を進めていただきますように御期待をするところでございます。

なお、この後は交流会も予定をしておりますし、また、もし御都合が許されましたら、この四日市、また三重県でゆっくりとお過ごしもいただきたいというふうに地元としても願っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

あとになりましたけれども、各議会様のますますの御発展、そして御参加をいただきました皆様のますますの御活躍をお祈りさせていただきます、主催者としてのお礼の御挨拶に代えさせていただきます。

本日は、どうも本当にありがとうございました。

(司会) 以上をもちまして、第8回全国自治体議会改革推進シンポジウムを終了いたします。

長時間にわたり御参加いただき、どうもありがとうございました。

(終)